

# 令和2年第1回千葉市議会定例会会議録（第8号）

令和2年3月13日（金）午前10時開議

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件  
 日程第2 市政に関する一般質問

## ○出席議員

1 番	桜井秀夫君	2 番	青山雅紀君
3 番	伊藤隆広君	4 番	渡辺忍君
5 番	鷲見隆仁君	6 番	秋山陽君
7 番	岩井美春君	8 番	小坂さとみ君
9 番	岡田慎君	10 番	安喰初美君
11 番	伊藤康平君	12 番	森山和博君
13 番	櫻井崇君	14 番	蛭田浩文君
15 番	石川弘君	16 番	阿部智君
17 番	岩崎明子君	18 番	松井佳代子君
19 番	亀井琢磨君	20 番	田畑直子君
21 番	川合隆史君	22 番	椛澤洋平君
23 番	酒井伸二君	24 番	村尾伊佐夫君
25 番	植草毅君	26 番	岩井雅夫君
27 番	秋葉忠雄君	28 番	小松崎文嘉君
29 番	向後保雄君	30 番	川村博章君
31 番	宇留間又衛門君	32 番	麻生紀雄君
33 番	段木和彦君	34 番	白鳥誠君
35 番	盛田眞弓君	36 番	中村公江君
37 番	近藤千鶴子君	38 番	川岸俊洋君
39 番	小川智之君	40 番	中島賢治君
41 番	三須和夫君	42 番	石井茂隆君
43 番	森茂樹君	44 番	茂手木直忠君
45 番	米持克彦君	46 番	石橋毅君
47 番	橋本登君	48 番	三瓶輝枝君
49 番	福永洋君	50 番	野本信正君

## ○説明員

市長 熊谷俊人君 副市長 鈴木達也君  
 副市長 服部卓也君 総務局長 山田啓志君

**暫定版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

総合政策局長	川口 真友美 君	財政局長	小池 浩和 君
市民局長	曾我辺 穰 君	保健福祉局長	山元 隆司 君
こども未来局長	峯村 政道 君	環境局長	米 満 実 君
経済農政局長	加瀬 秀行 君	都市局長	佐久間 正敏 君
建設局長	佐藤 寿之 君	消防局長	兼巻 重義 君
都市局次長	松本 真吾 君	建設局次長 兼水道局長	出山 利明 君
病院局次長	初 芝 勤 君	市長公室長	折原 亮 君
総務部長	大野 和広 君	教育長	磯野 和美 君
教育次長	神崎 広史 君	代表監査委員	大木 正人 君

○議会事務局

事務局長	鎌田 栄 君	次 長	湊 信幸 君
議事課長	松本 伸一 君	議事課長補佐	中嶋 健 君
議事班主査	木下 哲央 君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- 1 千葉市の人口動向について
  - 2 開発動向と通学区域について
  - 3 消費者行政について
  - 4 病院行政について
- } 米 持 克 彦 君

- 1 雇用について
  - 2 グリーンツーリズムについて
- } 秋 山 陽 君

- 1 会計年度任用職員について
  - 2 両市立病院について
  - 3 災害について
  - 4 介護サービスについて
- } 三 瓶 輝 枝 君

- 1 公文書管理について
  - 2 I Rについて
- } 岡 田 慎 君

- 1 市役所・市施設で働く職員について
  - 2 動物の福祉について
  - 3 こども・若者施策について
- } 亀 井 琢 磨 君

午前10時0分開議

○議長（岩井雅夫君） これより会議を開きます。

出席議員は50名、会議は成立いたしております。

### 日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（岩井雅夫君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。9番・岡田慎議員、10番・安喰初美議員の両議員をお願いいたします。

### 日程第2 市政に関する一般質問

○議長（岩井雅夫君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従いお願いいたします。45番・米持克彦議員。

〔45番・米持克彦君 登壇、拍手〕

○45番（米持克彦君） 皆さん、おはようございます。自由民主党千葉市議会議員団の米持克彦でございます。本日が一般質問の最終日となっております。

世の中は、新型コロナウイルスの蔓延で、パンデミックと言われ、非常に不透明になってきております。早くこの状態が終息してほしいものです。本日は、少し希望の見える話題から質問に入っていきたいと思っております。

それでは、通告に従い質問をいたします。

初めに、千葉市の人口動向についてです。

本市の人口は、昨年7月に98万人を突破し、令和2年2月1日現在では98万8人となっており、千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで示されている将来推計上のピークである97万9,000人をわずかに上回っております。一例として、美浜区の現状を見ますと、若葉住宅地区を初めとしたマンション等の住宅建設が活発であると感じております。

特に、若葉住宅地区については、既に完成している37階建てのタワーマンション、現在募集が始まっている48階建てのマンション、さらに、計画上の43階、9階、37階、46階と、向こう10年間で7棟が建設される予定で、1万人の町が予定されております。この若葉住宅の人口流入状況を見ますと、半分が市内からであり、あとの半分は、市外の市原や房総地域からだと聞いております。また、今後、幕張新都心の拡大地区にJR京葉線の新駅が設置されるなど、今後のさらなる発展が大いに期待されるところであります。

当局では、2020年、まさに今年をピークとして人口減少局面に入ると推計しているところがありますが、地域経済、地域社会の持続的な発展のためには、人口が非常に重要であることは言うまでもなく、本市として可能な限り、人口の増加を目指していくべきだと考えております。さらに、本市としては、住宅開発はもとより、就業の場、あるいは買い物、学びの場としての拠点性が極めて重要であります。

このような拠点性をはかる指標として、昼夜間人口比率があります。私は、この千葉市はまだまだ発展の可能性を秘めた都市だと思っております。都市は、西に向かって発展すると言われておりますが、東京湾の西岸が満杯になると同時に、災害に弱い等の理由もあり、東岸が見直されてきているのではないかと思っております。

特に千葉市は、若葉住宅地のように、民間ディベロッパーが都心からの利便性や広大な空き地を有望と見て、進出してきているのではないかと思っております。最近においては、住友不動産が高洲市民プール跡地を坪140万円で取得しております。

また、J R 東日本ニュースや新聞報道等によりますと、J R 東日本が建設予定の羽田空港と東京都心を結ぶ新路線羽田空港アクセス線に関し、東京ディズニーリゾートの最寄り舞浜駅と直結させ、さらに京葉線に接続する方向で検討を始めたとあります。

私は、この際、成田国際空港と羽田空港をJ R 総武線と京葉線で結ぶべきだと思うのであります。成田から総武線の千葉駅を経由して京葉線と接続し、羽田空港へと結ぶことにより、千葉を活性化すべきだと思います。なお、総武線と京葉線をどこで結ぶかについては、総武線の千葉駅と京葉線の千葉港駅、稲毛駅と稲毛海岸駅、幕張駅と海浜幕張駅、幕張本郷駅と今度計画されている京葉線の新駅と、いろいろの案が考えられますが、いずれにしても、千葉市域で接続することにより、千葉市を活性化すべきだと思います。

さらに、これに港湾管理権を取得することにより、巨大なバースを設置し、貨客船が接岸させることにより、100万人都市も夢でなくなるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、千葉市の拠点性をまず図っていくべきではないかと考えております。

先ほど述べました昼夜間人口比率については、国勢調査で明らかとなる常住人口100人当たりの昼間人口の割合であります100を超えるときは、通勤通学人口の流入超過、100を下回るときは流出超過を示しており、一般に100に近いほど拠点性が高いと考えることができます。

千葉市の状況を見ますと、100超が中央区と美浜区であり、他区4区が100未満であり、全体で見ますと、バランスのとれた97となっております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、本市の昼夜人口比率の推移及び首都圏政令市との比較についてお尋ねいたします。

2点目に、本市のさらなる人口増加の可能性、また、その取り組みの方向についてお尋ねいたします。

次に、開発動向と通学区域についてです。

美浜区においては、これまで少子化の進展により、小中学校の小規模化が進み、教育上、学校運営上の課題を改善するために、学校統廃合が行われました。この10年間で小学校6校、中学校2校の統合新設校が誕生し、来年4月には高洲第一中学校と高洲第二中学校が統合される予定です。

その一方、稲毛海岸や高洲、真砂、磯辺では、高層マンションや大規模な戸建て住宅など、多くの住宅開発計画が進んでおり、今後、人口の増加が見込まれるところです。具体的には、国家公務員宿舎跡地や稲浜小学校の南側、東京歯科大グラウンド、真砂東小の西側などで住宅の建設が始まっております。さらに、高洲市民プール跡地も売却が決まり、今後大規模なマンション建設も予想され、これに伴って児童生徒数も増加すると考えられます。

美浜区の中でも、これらの地域は利便性もよく、ポテンシャルが高い地域であり、今後の人口が増加することが予想されます。これ以上学校統合することは、統合校や周辺学校において将来的に教室不足を生じるのではないかと危惧しております。

そこで、以前から指摘しているように、住宅開発の状況や人口の変動をよりの確に把握、精査し、それを踏まえて、中長期的な視点での学校適正配置を行うべきであると考えます。

また、美浜区は、学校の統廃合が行われる前に多くの小中学校があったため、学区が細分化されていた経緯があり、統合された結果、学区の形状や通学距離について合理的ではないと思われる地区があります。目の前に学校がありながら、離れた学校に通う児童生徒がおり、心配しているところです。今後も多くの住宅開発が予想される美浜区において、学校適正配置と通

学の安全確保を考慮した学区の指定の検討が必要であると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、稲毛海岸や真砂、磯辺地区の最新の住宅開発計画を踏まえた小中学校の児童生徒の将来的な動向についてお尋ねいたします。

2点目に、美浜区における今後の適正配置の考え方についてお伺いいたします。

3点目に、美浜区における学区の考え方についてお伺いいたします。

次に、消費者行政についてお伺いいたします。

オレオレ詐欺に注意喚起を呼びかける市役所からの防災無線がよく市内に流れております。最近のオレオレ詐欺は非常に巧妙で、普通の判断能力ではなかなか見抜くのも困難な場合があります。私のところへも、住民の方から時々相談があります。先日も、市道を挟んで宅地用地の売却に当たり測量事務所から突然手紙が舞い込み、しかるべき日に印鑑を持って測量に立ち会うようにという依頼文です。この事柄について、私のところへオレオレ詐欺ではないかとの相談がありました。市道が関係しておりましたので、土木事務所から説明してもらったのですが、なかなか納得してもらえず、何で印鑑が必要なのかと説明を求められて困ったことがあります。

消費者トラブルは年々増加傾向にあり、被害の内容もより深刻化してきております。その手口も、健康上の不安につけ込み、怪しげな商品売りつけるものや住宅や附帯設備に不安をあおる不当な工事費を請求するもの、老後の資金を増やすと、言葉巧みに勧誘して金をだまし取るなど、さまざまです。

最近では、高齢者だけではなく、若者にまで魔の手が伸びております。彼らのトラブルは、特にマルチ取引に関するものが多く、SNSをきっかけとしたものや海外事業者絡みのものも多いと報じられております。

そこで、5点お伺いいたします。

1点目に、市民からの相談は年間どのくらいの件数があるのでしょうか。また、相談者の年代別割合をお尋ねいたします。

2点目に、相談件数の上位5件をお尋ねいたします。

3点目に、消費者生活センターと警察との関係をお尋ねいたします。

4点目に、最近の相談の傾向についてお尋ねいたします。

5点目に、トラブルに遭わないために消費者がとるべき対応について御助言をお聞かせください。

最後に、病院行政についてです。

本市では、昭和59年に海浜病院を、平成15年に青葉病院を開設し、市民が必要とする安全・安心な医療を一人でも多くの市民に提供してまいりました。海浜病院について申し上げますと、現在29の診療科を有し、地域医療支援病院、地域災害拠点病院の指定に加え、地域小児科センター、地域周産期母子医療センターとして、小児・周産期医療における市内の拠点病院としての機能を有しております。

さらに、次に、第4期千葉市立病院改革プランにおける新たなチャレンジ領域として、移行期医療への取り組みがありました。

小児特有の疾患を持った多くの子供たちが医学の進歩により成人に達するようになりましたが、その中には完全に治癒することはなく、遺残症や合併症に対する医療が引き続き必要な状

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

態にある患者もおります。

このような小児期医療から成人期医療の移行期医療が重要な課題となってきており、また、患者が増加する傾向にあると聞いております。

そこで、次の2点お伺いいたします。

1点目は、海浜病院の立地する美浜区及びその周辺において、住民の高齢化が急速に進行しています。このような状況の中、高齢化への対応という地域ニーズに対して、どのような診療科の整備や拡充を行ってきたか、伺います。

2点目は、海浜病院では、移行期医療の中でも患者数の多い成人先天性心疾患の診療に取り組んでいますが、先天性心疾患診療の充実にに向けた取り組みについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 千葉市の人口動向についてお答えいたします。

まず、本市の昼夜間人口比率の推移及び首都圏政令市との比較についてですが、平成27年国勢調査において、本市の夜間人口100人当たりの昼間人口である昼夜間人口比率は97.9であり、前回調査の22年と比べて0.4ポイント上昇しております。首都圏政令市の中では、本市が最も高くなっており、次いで、さいたま市が93.0、横浜市が91.7、川崎市及び相模原市が88.3となっております。

最後に、本市のさらなる人口増加の可能性、また、その取り組みの方向性についてですが、本市人口は、死亡が出生を上回る自然減を転入が転出を上回る社会増で補うことにより、全体として緩やかに増加をしております。

本市の主な転入元である県東南部においては、既に人口減少が進展をしていることから、今後、大幅な社会増を見込むのは難しい状況でございます。現在の住宅開発等の動向を踏まえても、人口のピークが若干遅くなる可能性はあるものの、本市が間もなく人口減少に転ずる見通しは変わらないものと考えております。

人口減少局面にあっても、地域経済、地域社会が持続的に発展できるよう、昼間人口確保の観点から企業誘致等による産業振興など、定住人口の維持、増加の観点から出産、子育て、教育の充実など、また、交流人口の増加の観点から、海辺や内陸部の活性化など、多面的な取り組みにより、本市の拠点性を生かしたまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 開発動向と通学区域についてお答えいたします。

まず、稲毛海岸や高洲、真砂、磯辺地区の最新の住宅開発計画を踏まえた小中学校の児童生徒数の将来的な動向についてですが、現在把握している住宅開発計画に加えて、高洲市民プール跡地にマンションが建設された場合を想定し、約10年間の児童生徒数の推計を行い、各地区におけるピーク時の学級数について試算いたしました。

まず、稲毛海岸地区の2校の小学校においては、最大で12学級及び24学級となり、稲浜中学校は12学級となる見込みです。高洲地区の4校の小学校においては、最大で6学級から13学級となり、高洲第一中学校と高洲第二中学校の統合校は、14学級となる見込みです。真砂地区の2校の小学校においては、最大で19学級及び23学級となり、真砂中学校は16学級となる見込みです。磯辺地区の2校の小学校においては、最大で18学級及び19学級となり、磯辺中学校は16

学級となる見込みです。

このように、今後、多くの学校で児童生徒数が増加し、おおむね12学級から24学級の適正規模校となり、教室不足を生じることはないと見込んでおりますが、常に最新の住宅開発計画を児童生徒数推計に反映していくことが必要と考えております。

次に、美浜区における今後の学校適正配置の考え方についてですが、学校適正配置は、教育環境の整備と教育の質の充実を目的とするものであり、そのために適正な学校規模を維持することが重要です。

美浜区、特に稲毛海岸や高洲、真砂、磯辺地区は、都市開発のポテンシャルが高く、住宅開発に伴う児童生徒数の増加が予想されるため、住宅開発の動向を注視しつつ、それに伴う児童生徒数推計を精査しながら、中長期の展望を見据えて慎重に学校適正配置を検討してまいります。

最後に、美浜区における学区の考え方についてですが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づく通学距離の基準は、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とされております。これに比べ、美浜区内の小中学校の通学距離は短い距離となっておりますが、これまでの学校の統合により、通学区域が広がったり、いびつになっているところも見受けられます。

このため、今後、学校適正配置を検討する際は、地理的条件等を踏まえるとともに、保護者、地域住民の皆様様の御意見も聞きながら、通学の安全性を十分に考慮して通学区域の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 市民局長。

○市民局長（曾我辺 穰君） 消費者行政についてお答えします。

まず、市民からの年間の相談件数と相談者の年代別割合についてですが、消費生活センターに寄せられた昨年度の相談件数は、全体で8,181件、そのうち一番多いのは、70歳代の方からの相談で1,599件、率にして約20%、次が60歳代の1,443件で約18%、以下、50歳代が1,184件で約14%、40歳代が1,030件で約13%、80歳以上が723件で約9%となっております。

次に、相談件数の上位5件についてですが、昨年度の相談件数は、商品一般に関するものが2,103件と一番多く、主なものとして法務省管轄支局や民事訴訟管理センターのように、公的機関を装って、はがきや封書を郵送し、財産の差し押さえや訴訟などの文言で不安をあおり、現金をだまし取るという手口の架空請求があります。

2番目に多かったものは、利用した覚えのないサイトから料金の催促メールが送られてきたなどといったデジタルコンテンツに関するものが404件で、3番目が、労働問題など消費者問題以外のもので235件、4番目がインターネットを閲覧中に、突如ウイルスに感染しましたと警告画面が出現し、その画面に記載している電話番号に電話をかけると、高額なセキュリティソフトをダウンロードさせられたといったものなどで217件、5番目が賃貸アパートの退去時の費用に関するトラブル等の212件であります。

次に、消費生活センターと警察との関係についてですが、消費生活センターに寄せられた相談については、相談者の事情に応じたアドバイスを行うとともに、詐欺など犯罪の可能性が疑われる場合は、直ちに最寄りの警察署に相談するよう促しております。また、警察と連携して、毎年、悪質商法等被害防止講演会を開催し、最新の悪質商法の手口や対処法などについて啓発

を行っております。

次に、最近の相談の傾向についてですが、一昨年度から、特に高齢者を中心に多発した架空請求はがきに関する相談は、本年に入って少し落ち着いてまいりました。代わって、インターネット通販で定期購入だと気づかずに契約するトラブルが急増しており、年齢、性別を問わず、幅広い市民の方から相談が寄せられております。

これは、ホームページやSNS上で初回無料やお試し価格とうたった広告を見て、1回だけのつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、実は複数回の商品購入が契約の条件となっていたため、購入者が意図しない高額の代金を請求された、解約の電話がつかまらない、中途解約を申し出ても拒否されたというものです。

このように、インターネット、特にスマートフォンの普及により、従来に比べ消費者一人一人が商品やサービスを購入する機会が増え、さまざまな情報を簡単に入手できるようになるなど、便利になった反面、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

最後に、トラブルに遭わないため消費者がとるべき対応についてですが、最新のトラブルの事例を知るとともに、規約や注意事項を理解し、よく検討した上で契約することが重要だと考えております。

また、最近相談が急増しているいわゆる定期購入契約に関しては、通信販売の広告やインターネット通販における申し込み、確認画面上に定期購入契約である旨、支払代金の総額、契約期間、その他の販売条件についての表示義務が法令で定められております。

一部、悪質な業者も存在するものの、多くの場合、広告や画面にはこれらが明示されているため、購入する前に契約内容や解約条件をよく確認することで、トラブルの未然防止につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 病院行政についてお答えいたします。

まず、高齢化への対応という地域ニーズに対して、どのような診療科の整備や拡充を行ってきたかについてですが、海浜病院では、本市西部地域の拠点病院として地域の高齢化の進展に合わせて高齢者医療の充実を図るため、平成28年4月に内分泌内科、29年1月に泌尿器科、昨年7月に救急科を開設しました。

その中でも、救急科の開設により、救急車による搬送件数が急増しており、開設当初の昨年7月は469件を受け入れ、前年同月比でプラス236件と倍増しております。本年1月も459件を受け入れており、ニーズの高い状況となっております。今後も、医師の確保などの体制整備に努め、新病院においても救急医療体制の強化に努めてまいります。

最後に、海浜病院での先天性心疾患診療の充実に向けた取り組みについてですが、生まれつき心臓に異常を持つ先天性心疾患は100人に1人が発症しております。先天性心疾患は、以前は、長生きができない子供の病気と考えられてきましたが、心臓血管外科治療を初めとした医療の進歩により、成人になれる割合が50%以下から95%を超える状況まで改善しております。

しかしながら、千葉県内で手術が必要な新生児、小児、成人の先天性心疾患患者は、年間450人から500人おり、その60%が県外で手術を受けている状況にあります。

このため、千葉県内で全ての患者に対応できていない先天性心疾患診療について、周産期や小児医療を特徴とする海浜病院が新たにに取り組む必要があると考えております。



以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 米持克彦議員。

○45番（米持克彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問を行います。病院行政についてです。

救急医療の強化を含めた高齢者医療の取り組みについて理解いたしました。また、移行期医療の中でも、患者数の多い先天性心疾患に対する医療を早急に提供しなければならないこと、海浜病院がそれを担っていくことについて、おおむね理解いたしました。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、先天性心疾患診療の具体的な取組状況について。

2点目に先天性心疾患診療の今後の予定についてお伺いいたします。

以上で、2回目を終わります。

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 初めに、1回目の答弁で「今年度中の再開」と答弁いたしましたが、誤っております。「来年度中の再開」ということで、おわびし訂正させていただきます。よろしく願います。（後に訂正する発言あり）

それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

まず、先天性心疾患診療の具体的な取組状況についてですが、平成30年6月から成人天性心疾患外来を設置し、外来及び入院診療を開始しております。また、県内医療機関との調整を行っており、今年度中（後に「来年度中」と訂正）に先天性心疾患の心臓血管外科診療を開始できるよう準備を進めております。

最後に、先天性心疾患診療の今後の予定についてですが、医師などの人材確保を含めた体制整備、手術シミュレーションなどを始めたところであり、今月に有識者による第三者評価委員会を開催し、平成29年6月に受けた医療安全管理体制第三者検証委員会からの提言について、専門的な立場から検証していただくこととしており、検証の結果、再開が可能となった場合は、医療安全を担保しながら慎重に進めていく予定としております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 米持克彦議員。

○45番（米持克彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは、3回目は意見と要望を申し上げます。

まず、千葉市の人口動向についてです。

昼夜間人口比率の高さから、本市が首都圏政令市の中でも拠点性が高いことがわかりました。高度経済成長期にいわゆるベッドタウンとして発展してきた本市であります。今や住宅都市にとどまらず、県内経済を牽引する都市に成長を遂げたと言えるでしょう。中でも、3つの都心を擁する中央区と美浜区は、経済活動の中心として本市の成長をリードする役割を果たしてきており、これらを核として、将来にわたって持続的な成長、発展を遂げていくことが全市的な都市経営の観点からも重要であります。

答弁では、間もなく人口減少に転ずる見通しは変わらないとのことですが、都市の活力を維持するため、減少に転ずる時期を極力おくらせる、また減少のカーブを緩やかにしていくことが極めて重要であります。

本市の拠点性を今後のまちづくりに最大限生かすため、さまざまな切り口から取り組むこと

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

はもとより、本市の成長の核となる部分を的確に見極めるなど、選択と集中により効果の最大化に努められますようお願いいたします。

最初に申し上げましたが、千葉市は、まだまだ発展の可能性を秘めた都市だと思っております。まだまだ人口の伸びしろがあると思っております。私は、千葉市に限らず成田空港を抱えた千葉県も可能性があるというふうに思っております。市長さんも、じっくりと、じっくりと大都市完成に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、開発動向と通学区域についてです。

それぞれの質問に対して、適切な御答弁ありがとうございました。当局の考えを理解することができました。ただ、御答弁でも触れられておりますように、必ずしもお考えに合致しないところあることも認められており、今後、保護者や地域住民の意見を聞きながら、通学区域の検討を進めるとのことでした。

私のところにも、通学区の変更、学校統合の問題は保護者の方々からいろいろ相談が寄せられております。例えば、最近では高洲第二中学校の高洲第一中学校との統合問題です。2021年4月に統合することは既に決定しておりますが、学区内の住宅開発を考えますと、将来の生徒増は否定できません。その時点で、再度プレハブによる校舎の増築や学校新設等となるのであれば、それこそ無駄な投資となってしまいます。

こういった観点から、既に決まった学校統合でも、住民や保護者の皆さんの意見に合理性を見出すならば、再度見直しを入れることは、中長期に見て必要であると私は考えます。ぜひ、当局の既成事実こだわらない積極的な取り組みを期待しております。

消費者行政についてです。

消費生活センターには多くの市民からの相談が寄せられ、とりわけ高齢の方からの相談がその多くを占めているとのことでした。

高齢者は、お金、健康、孤独に不安を抱えていると言われておりますので、消費生活相談を通じて、これらの不安につけ込んだトラブルを解消し、誰もが安心して暮らせるように、引き続き丁寧な対応をしていただくようお願いいたします。

また、消費者問題は、社会情勢や経済情勢等、その時代の世相を反映して日々変化しているとのことですから、常に最新の事例に対応するため、日ごろから相談員の能力向上に努めていただくよう要望いたします。

さらに、御答弁では、トラブルに遭わないためには、消費者である市民も気をつける点があるとのことでした。さまざまな啓発によって正しい知識と情報を提供することにより、自立した賢い消費者としての視点を身につけ、多くの市民が安心して生活できるようになることを期待いたします。

病院行政についてです。

海浜病院の強みである周産期・小児医療を生かして、新生児から成人まで、その移行期も含めた先天性心疾患を中心とした心臓血管外科診療の提供に向けて準備を進めているとのことでした。先天性心疾患患者とその家族が抱える不安と悩みを解消できるよう、万全な体制を整備するとともに、県内医療機関と連携し、一刻も早い対応を期待いたします。

また、新病院の整備に向けて、変化する医療ニーズを的確に捉え、市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関と連携、役割分担し、特に高齢者医療や救急医療の強化のための診療科の充実に引き続き努めていただくようお願いいたします。

特に、新病院については、早くも住民の方々は、かつての海浜病院ができた当時のように非常に期待しております。現在の海浜病院の老朽化を考えますと、一刻も早い完成を望むものがあります。

さらに、私が一抹の不安を持っておりますが、この新病院の用地の確保は確実なのかどうか、千葉県がそれを了解しているのか、非常に危惧しているところでもあります。いずれにいたしましても、土地を持っていないということは、千葉市にとっては大変な弱みになるものでありますので、この辺を森田知事と仲よくしながら、確保をするものは確保していくと。そして、モノレールといろいろな鶏ガラのようなものは、見返りのない限り簡単には受け取らず、受け取るにしても、それに見合うものを受け取るようにしていただきたいと思っております。

市長さん、ひとつよろしく、千葉県と千葉市の関係をくれぐれもスムーズにいくように、十分承知しておられると思えますけれども、重ねてお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 先ほど1回目の答弁の修正をさせていただきましたが、修正内容が間違っておりました。正しくは、2回目の答弁の「今年度中の心臓血管外科診療の再開に向けて準備を進めております」という答弁をしたところですが、正しくは「来年度中に開始できるよう準備を進めております」ということとございます。重ねて失礼いたしました。

○議長（岩井雅夫君） 米持克彦議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。6番・秋山陽議員。

〔6番・秋山 陽君 登壇、拍手〕

○6番（秋山 陽君） 皆さん、こんにちは。未来民主ちばの秋山陽です。

初めに、新型コロナウイルスの対応に御尽力いただいている市長を初めとする市役所の皆様、医療関係の皆様にご心から感謝申し上げます。児童生徒の皆さんにおかれましても、大変心苦しい生活が続いているかと思えます。もうすぐ新しい年度が始まろうとしていますが、今回の経験をバネにして新しい環境に飛び込んでいってほしいと思えます。この事態が一刻も早く終息することを願うとともに、私自身も一生懸命努めてまいります。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

まず初めに、雇用についてお伺いいたします。

雇用というと、ものすごく大きなテーマとなりますが、雇用といっても、一般の雇用から障害者の雇用、ひとり親の雇用、若者の雇用、さまざまな形があります。

千葉市では、平成28年7月に千葉労働局と雇用対策協定を締結し、それに基づき組織されている千葉雇用対策協定運営協議会のメンバーとして、市民局からは、男女共同参画課、保健福祉局からは、保護課、高齢福祉課、障害者自立支援課、介護保険管理課、介護保険事業課、こども未来局からは、健全育成課、こども家庭支援課、幼保支援課、幼保運営課、教育委員会からは、教育指導課、生涯学習振興課、経済農政局からは、雇用推進課と、5局13課が雇用施策に取り組んでいると認識しております。

雇用といっても、これだけ多くの課が関係しており、とても大きなテーマということになります。

先日の一般質問において、阿部議員が取り上げておりましたが、就職氷河期世代に向けての雇用についても課題として大きいですし、就職氷河期世代のみならず、それぞれのジャンルに

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

対しても考えていかなければならないとは思いますが、今回は、まず自分の身近な点でもある若年層の雇用についてお伺いしたいと思います。

大学の新卒の若者が就職をするに当たって、今の時代、様々な仕事がありますが、その中から選ぶ自由度は上がってきているように感じます。厚生労働省の発表で、現在新卒から3年未満での離職率が3から4割とある中で、この数値を見る上で、企業と就職する側のミスマッチが起こっていることは、当局側でも理解されていると思いますが、離職率を下げるためにどのような施策を行っているのか、お伺いいたします。

現在、市内のハローワークでは、就職氷河期世代向けの支援として、リーフレットを作成し、その世代への適応を拡充した特定求職者雇用開発助成の周知、また、来年度は専用窓口の設置を予定されていると、阿部議員の質問に対する答弁でありましたが、短期的な就職氷河期世代への支援に加えて、人口減少という長期的な課題や雇用施策について、近隣自治体との連携も重要になると考えます。

そこで、ハローワークとの具体的な連携について、また、ちば共創都市圏での雇用の取組についてお伺いいたします。

冒頭に雇用といっても複数の局にまたがっていると話をしましたが、経済的な観点の雇用と、もう一つ福祉的な観点からの雇用について、生活困窮者自立支援の就労準備支援事業についても質問させていただきます。

昨年年第3回定例会で多文化共生のまちづくりについて質問をし、外国人についても触れましたが、人材確保をするために外国人にある程度の仕事を担ってもらうことも必要かもしれませんが、それと同時に、内側から、国内でもできるだけ就労してくれる人を増やす施策も大事だと考えております。

もちろん、日本国内の18歳から65歳までの働き盛りの全ての方々に就労していただくのは理想かもしれませんが、本人の意思を尊重しないのは道徳的に反することですので無理強いはできません。しかし、働きたいという意思があるのに何かが妨げになって働けない、それが社会から長く離れていて、コミュニケーションがなかなかとれないなど、こういった方々にこそ、妨げになっている壁を取り除いて就労へと導かせるのが行政の福祉的な面において大切なのではないかと考えます。

厚生労働省のホームページでも掲載されています就労準備支援事業の手引には、平成25年12月、近年の社会経済の変化に対応し、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法が成立され、平成30年6月8日に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布されました。

本制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的とし、雇用を通じた安全網、第1のセーフティネットと生活保護、第3のセーフティネットとの間に第2のセーフティネットを構築するものである。また、生活困窮者の状態に応じた就労支援の必要性について、現在、就労支援の中核を担っているのはハローワークであり、今後ともこれを大いに活用していくことが重要である一方で、一般就労から距離のある者に対する就労支援は、これまで十分に組み込まれているとは言いがたい状況にあった。このため、生活困窮者自立支援制度では、自治体が生活面や福祉面での支援も行いながら、就労支援を行う体制を構築することにした。

以上を踏まえ、自治体においては、今後、就労支援についてのノウハウを獲得し、蓄積して

いくとともに、就労準備支援事業を実施するなど、本人の状況に応じたさまざまな支援プログラムを用意して、生活困窮者が段階的にステップアップできる途を開くことが求められるとの内容が書かれていました。

千葉市では、平成27年の法施行前から、就労準備、家計相談、学習支援を既に実施し、平成28年度からは一時生活も開始したことで、任意事業であるこの4項目全てを早い段階から行っており、全国的に見ても先進的な取り組みをしていることを評価するところではありますが、まず、ここで伺います。

一つ目に、生活自立仕事相談センターにおける今年度を含め、過去3年間の新規相談件数の推移について。

二つ目に、就労準備支援事業において、今年度を含め過去3年間の支援件数の推移について。

三つ目に、就労準備支援事業の受託事業者における支援員1人当たりの今年度の支援利用者数について伺います。

就労準備支援事業の目的としては、利用者を就労へと導くこととなります。就労の前段階として就労体験がありますが、企業の方に体験の受け入れを理解していただくことができなければ、就労体験という重要なセクターを完了することができません。利用者の体験したいを思うジャンルや場所を踏まえると、多くの企業に受け入れについて理解をしていただかなければなりません。

そこでお伺います。

一つ目に、企業向け認定就労訓練事業に関する説明会は、いつ開催され、何団体参加されたのか。

二つ目に、現在の就労体験先の団体数と受け入れ人数は几人か、お伺います。

それでは、次にグリーンツーリズムについてです。

千葉市は、現在、都市アイデンティティとして、加曽利貝塚、オオガハス、千葉氏、海辺の4つを掲げており、それぞれの分野の特徴を生かして、Y o h a s や幕張ビーチ花火フェスタなどのイベントの開催をし、多くの市民の皆さんに楽しんでいただき、そして市外からも訪問していただけるようPRに注力されていると認識しております。

また、観光庁は、去年の観光ビジョン実現プログラム2019において、観光は、地方創生の切り札、成長戦略の柱である。こうした認識のもと、2016年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人等の目標を掲げ、大胆な取り組みを進めてきた。この結果、昨年訪日外国人旅行者数は3,119万人と、6年連続で過去最高を更新し、3,000万人の大台に乗った。観光立国として、たくましい一大産業が生まれていると記されており、明日の日本を支える観光ビジョンでは、文化財の観光資源としての開花、また、滞在型の農山漁村の確立、形成と記されており、国があらわしている方針として見ても、グリーンツーリズムを進めていくことは適しているのではないのかと考えます。

そして、本市は、平成29年度から千葉市若葉区、緑区、市原市の地域資源に着目し、グリーンツーリズムをテーマとした観光振興に力を注いでおり、具体的には「ワカミハラ」という専用のウェブサイトの開設や都内有名書店での冊子の作成を通じて、加曽利貝塚や動物公園などの大規模公園や地域のさまざまな施設、農業生産者を初めとしたグリーンツーリズムに関わる人々のおもてなしの心を紹介するなど、田舎ならではの安らぎと魅力を広く発信する取り組み

を行っております。

今年度は、観光害の関心や満足度を調査するためにモニター事業を行ったと伺っております。二、三十代の女性を中心に実施し、地元食材を用いた料理や収穫体験等、高い評価をいただくなど、今後の資源の磨き上げやプロモーションの方向性に関してのヒントを得ることができたとのことで、より新たな取り組みに期待するところです。また、ことしの10月には、新しい観光牧場がプレオープンする一大イベントも控えております。

約15年前の私が中学生のころ、授業の一環で当時の乳牛牧場の隣にある原田池という場所に行ったんですけれども、そのころは、牛の鳴き声であったりとか、その牧場の独特の匂いといいますか、そういったものが余りしていなかったなということで、ちょっと寂しかったような記憶がありました。事業着手からまだ2年とスタートを切ったところではありますが、地元の様子や住民の皆さんから見ても、まだ、グリーンツーリズムをこれからやっていくんだという、活気あふれた雰囲気はないように感じます。また、都心に近いといえど、交通の便、特にラストワンマイルが課題かと感じます。ラストワンマイルといいましても、駅から泉自然公園や乳牛育成牧場などの施設までの距離は、ワンマイル以上はあるかと思いますが、公共交通機関を使っただけの移動では行きづらい、車で行くにしても道路の整備をしなくてはならないなど、課題が多くあるように感じます。

そこでお伺いいたします。

一つ目に、千葉市のグリーンツーリズムにおける可能性と現状における課題について。

二つ目に、来年度の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。残りの質問については自席にて行います。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願ひます。経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 初めに、雇用についてのうち、所管についてお答えします。

まず、離職率を下げるために、どのような施策を行っているかについてですが、本市では、求人側、求職側それぞれに対し、課題や実情等を踏まえながら、多角的な施策を展開しております。まず、求人側、すなわち中小企業を中心とする企業に対しては、人事、労務関係に専門性を有するキャリアアップアドバイザーが企業を訪問し、人材の定着に必要な不可欠な生産性の向上や働き方改革に関する助言等を行うコンサルティング事業を実施しており、今年度は、延べ100社以上を訪問しております。

一方、求職者に対しては、高校生を対象に企業見学バスツアーを開催し、若手社員から直接話を聞く機会を提供しているほか、大学生を対象に地元企業の合同説明会並びにインターンシップマッチング会を開催するなど、早期離職の大きな要因と言われるミスマッチを防止する観点から、さまざまな取り組みを進めているところです。

特に、来年度からは、奨学金返還サポート制度を創設し、不足する技術、技能職の市内企業への就職を促進することとしておりますが、この中でも、奨学金の返還支援金を3年に分割して支給することで、特に離職率の高いと言われる入社後3年以内の離職防止にもつながるものと考えております。

次に、ハローワークとの具体的な連携やちば共創都市圏での取組についてですが、少子高齢化や人口減少などに伴い、経済規模の縮小が見込まれる中であって、雇用面における他機関や他自治体と連携、協力した取り組みは、非常に重要であると認識しております。

ハローワークとの連携の代表的な事例としては、稲毛区役所と緑区役所に開設しているふるさとハローワークがあり、それぞれに相談員を配置し、ハローワークによる職業紹介と本市が行う生活支援に係る相談等をワンストップで行うことで、就業機会の拡大、再就職の促進につながる取組を行っております。また、ちば共創都市圏における取組としては、昨年度から、近隣自治体との間で、産業人材育成や高校生の保護者に対する技術職への理解促進など、幅広い視点から連携を協議してまいりました。

来年度は、地元企業で技術職として働く若手人材のこれまでのキャリアや現在の姿等を中学生に伝える啓発冊子を市原市、四街道市、茂原市と連携して作成、配布する予定です。これは、昨年度、今年度と本市が先行して実施している取り組みであり、冊子は、主に中学2年生を対象に実施される職場体験の事前学習及び事後学習で活用されます。

次に、グリーンツーリズムについてお答えします。

まず、本市のグリーンツーリズムの可能性と現状における課題についてですが、若葉区、緑区を中心とした本市の内陸部は、本市の財産とも言うべき特別史跡の加曽利貝塚や近年民間のノウハウを生かして魅力が向上しつつある泉自然公園、また、リスタート構想に基づき新たな動物の導入が進む動物公園など、多様な観光資源に恵まれております。鉄道やモノレールの沿線では、宅地開発により都市化が進む一方、周辺には、今なお緑豊かな里山や谷津田が残り、農産物の生産が盛んなほか、多様な生態系が育まれるなど、東京からわずか1時間で都市と自然のバランスのとれた安らぎを得られるロケーションとなっております。

一方で、個々の施設に魅力は備わっているものの、エリアの核となり得る地域資源に欠けるために、首都圏広域からの集客力が弱いことや施設間をつなぐ手段が脆弱なことなど、エリアの持つポテンシャルが十分に生かされていないことが課題となっております。

最後に、来年度の具体的な取り組みについてですが、現状の課題を踏まえ、グリーンツーリズムを一層推進するための集客の拠点施設として、民間活力を導入して乳牛育成牧場跡地に観光牧場を整備します。また、この観光牧場は宿泊施設を備える予定であり、同施設を起点に、周辺の大規模公園や民間の経営する観光農園などへの回遊を促進し、エリア全体に集客効果を広げてまいります。

さらに、観光牧場のPRと合わせて、市内外の多くの皆様に千葉市のグリーンツーリズムをぜひ体験したいとの気持ちを強く抱いてもらうため、市民の皆様への御意見などを伺いながら、エリアの名称やロゴマーク等を決定するなど、戦略的なプロモーションを展開する予定です。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 雇用についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、生活自立・仕事相談センターにおける今年度を含め過去3年間の新規相談件数の推移についてですが、平成29年度は1,191件、30年度は1,716件、今年度は、本年1月までで1,833件となっております。

次に、就労準備支援事業において、今年度を含め過去3年間の支援件数の推移についてですが、平成29年度は231件、30年度は508件、今年度は、本年1月末までで635件となっております。

次に、就労準備支援事業の受託事業者における支援員1人当たりの今年度の支援利用者数についてですが、今年度の状況として、月平均で21人となっております。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

次に、企業向け認定就労訓練事業に関する説明会は、いつ開催され、何団体参加されたのかについてですが、説明会は、昨年12月19日に特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちばとの共催により開催し、企業、法人から19団体、22人の参加がありました。

最後に、現在の就労体験先の団体数と受け入れ人数についてですが、今年度は、本年2月までで、就労体験に参加した方の体験先は16団体で、参加人数は30人となっております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 秋山陽議員。

○6番（秋山 陽君） 御答弁ありがとうございます。2回目は意見、要望と質問をさせていただきます。

まず、経済的な観点からの雇用については意見、要望を述べさせていただきます。

経済農政局の就職率を下げるための施策についてですが、求人側には延べ100社以上にもなるコンサルティング事業の訪問、そして求職者に対して、特に若年層である高校生を対象とした企業見学バスツアーの開催や奨学金返済サポートなど、市内企業への促進ということも踏まえて、入社3年以内の高い離職率に対し対策をとっていることを評価したいと思います。

できれば、こうした取り組みの成果を何かしらの数値であったり指標を示すことができると、取り組みについて評価をよりわかりやすく、また目標も立てやすいと考えますので、評価をしっかりと認識することができる指標の仕組みづくりにも取り組んでいただきたく要望いたします。

次に、ハローワークとの連携についてですが、区役所で一元的に相談を受け付けられるとの答弁でした。より多くの方が利用できるように、このふるさとハローワークの周知もしていただきたいと思います。

そして、ちば共創都市圏の取り組みとして、冊子が来年度から共創都市圏内の中学生に配布され、職場体験の事前学習、事後学習に使われるとのことで、私自身も職場体験を学生のころに行ったことがあります。体験先がほぼ固定化されていたように記憶しております。こういった冊子が一つの参考となって、そこから体験できる場所や職種の選択肢が広がっていくように感じました。これらの経験が将来、市内の共創都市圏内の企業へと就職するモチベーションとなってもらうことを願うとともに、当局におかれましては、これからも学生への啓発を続けていただくよう要望いたします。

次に、福祉的視点における雇用の取り組みについてですが、1回目の答弁では、生活自立仕事相談センターでの相談件数、また、就労準備支援事業における支援件数は、いずれも大幅に増加していることが確認できました。また、認定就労訓練事業の説明会が昨年開催され、企業への理解の促進にも務められていることが確認できました。

今後ますます支援の需要が高まっていくと予想される中で、就労体験先や人員配置などをより充実していかなければならないと思いますが、当局におかれましての今後の就労準備支援事業の取り組みについて伺います。

次に、グリーンツーリズムについてです。

千葉市の可能性について、各施設の観光資源となるポテンシャルがあること、そして都心から近いというロケーションのよさは、私も同じように可能性を感じております。

また、来年度の取り組みとして、集客の拠点施設としての観光牧場の整備を行うとのことでしたが、答弁にも拠点とあるように、この新しい観光牧場がこのグリーンツーリズムの大きな肝



となるように思いますが、グリーンツーリズムの推進に当たり、新たな観光牧場の役割とプレオープンに向けての取り組み、周知方法についてお伺いいたします。

以上、2回目の質問を終わりにいたします。

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 2回目の御質問にお答えいたします。

雇用についてお答えいたします。

今後の就労準備支援事業の取組についてですが、就労体験など就労に向けた支援を必要とする利用者が増加していることから、来年度は、支援員を3人から5人に増員し、きめ細やかな支援につながるよう強化を図ったところでございます。

また、就労体験先につきましては、本人の御希望に沿った様々な職種の開拓を図り、さらに、認定就労訓練事業については、来年度も引き続き、説明会を開催するほか、働く側、雇用する側、行政などが顔を合わせて意見交換するなど、企業や法人等への認定就労訓練事業の理解、促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） グリーンツーリズムについてお答えします。

新たな観光牧場の役割とプレオープンに向けた取り組み、周知についてですが、首都圏からのアクセスのよさを強みに、自然を生かしたアウトドアでの体験型、滞在型の観光施設として市内外から誘客するエリアの核となる役割を担います。

加えて、牛などの動物との触れ合い体験、隣接する富田さとのわ耕園と連携した農業体験、地元でとれた野菜の販売など、市内農産物を活用した地産地消の推進などにより、地域の酪農を含む農業振興を図る役割についても期待しております。

また、本年10月のプレオープンに先駆け、事業者において、「千葉ウシノヒロバ」と施設名称を決定し、既にウェブサイトも公開しております。本市としましても、市内外から多くの皆様に御来場いただけるよう、市政だよりや市ホームページ等により情報を発信するなど、効果的なプロモーションを進め、集客の拠点施設としての認知度を向上させてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 秋山陽議員。

○6番（秋山 陽君） 御答弁ありがとうございました。3回目は、意見要望を述べさせていただきます。

まず、福祉的な観点からの雇用についてですが、来年度からは、まず支援員を3人から5人へと増員することが確認できましたが、支援件数の推移を見ますと1人当たりの負担が懸念される場所ですので、来年度の現場の状況の把握、検証をしっかりと行っていただき、対応するよう要望いたします。

また、就労体験先についてですが、支援利用者の希望に沿った職種の開拓を含め、企業、法人等の認定就労訓練事業の理解、促進に努めていただけるとのことですが、私はまだ体験の受け入れ先の数も足りておらず、十分に周知もできていないというふうに考えていますので、ぜひとも、経済農政局と保健福祉局が連携を図っていただいて、お互いの強みを生かして取り組んでいただくよう要望いたします。

先日、現場の話を伺いに行きましたところ、今のところはですね、現在の支援員の数で回せ

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

ではいるものの、これ以上件数が増えると対応がおろそかになってしまうとの声をいただきました。また、企業を開拓する人員、営業ですね、営業が1人いれば開拓はもちろんのこと、就労体験の受け入れに御協力いただいている企業との関係をつなぎとめることができるとおっしゃってございました。

これは、企業の協力をもらってもですね、支援利用者の希望や場所の関係から体験先としてお願いするのが何年もたってしまうと、いざ受け入れをお願いしたいときに、企業との関係が疎遠になってしまっており、受け入れてもらうのが難しいケースがあるということでした。就労という目的をしっかりと見据えた切れ目のない支援を行っていくためにも、ぜひとも営業専門の人員も確保していただくように要望いたします。

最後に、グリーンツーリズムについてです。

新たな観光牧場千葉ウシノヒロバがエリアの核となり、隣接する富田さとにわ耕園との連携した農業体験、市内農産物を活用した地産地消の推進など、今後に向けてとても期待する答弁でありました。幾つか要望を述べさせていただきます。

一つ目に、千葉ウシノヒロバ周辺にたくさんの、幾つか施設がありますが、歴史も多くあります。徳川家康が九十九里へ鷹狩りをしにいくためにつくられた御成街道であったり、その休憩地だった御茶屋御殿跡地や先ほど私が学生のころに行った話をしました原田池にもエピソードがあったりします。ぜひ地元の歴史を生かしたグリーンツーリズムにも取り組んでいただきたく、要望いたします。

二つ目に、全体的なランドデザインの作成です。1回目の質問の答弁には、エリアの名称であったり、ロゴマークを作成すると伺いましたが、地元住民の皆さんをしっかりと巻き込みながら作成していきたいのと、やはり多くの人とイメージを共有するためには、デザインをして、視覚的にも、こういったグリーンツーリズムになるんだとわかるようにしてあげると、地元住民の皆さんやかかわる全ての人の士気が上がるのではないのでしょうか。

また、今はまだ漠然としているグリーンツーリズムがより具体的になるとと思いますので、ランドデザインの作成を御検討いただきたいと思います。

三つ目に、交通の便と宿泊についてです。これから新しい施設ができたり、施設間での連携がとれたり、回遊する場所が多くなればなるほど、その間の移動手段や環境の整備が必要となってきます。1回目の答弁で課題としては上がっていましたが、その後の答弁によると、まだ改善する策が出てきていないというように感じました。

私個人としては、美浜区に試験的に置いてある電動キックボードなど、最新の技術を搭載した乗り物や近代的な乗り物を使ってみたらおもしろいかなと思っております。田舎ということで敷地は広いですし、車の通りも少ないので、比較的安全に利用できるのではないかと、思うように感じておりますし、乗り物に乗って景色や自然を楽しむという一石二鳥の体験ができるのではないかと、そのように考えております。

また、これだけの施設を1日で回るのは難しいと思います。答弁では、宿泊施設を備えた観光牧場にするとのことでしたが、これを取っかかりに、ぜひ民泊を利用したグリーンツーリズムにしていきたいと思います。

これから何年もかけて取り組んでいく事業だと感じておりますが、ぜひとも、このグリーンツーリズムがですね、将来ディズニーランドと対抗するようなと言ったら、厳しいとは思いますが、そもそもジャンルが違いますので、比較も難しいとは思いますが、県外から、また海外

から来た観光客の皆さんが、ディズニーに行ったけど次はどうしようかと考えたときに、千葉ウシノヒロバは、自然がいっぱいあってリラックスできるし、ふだんできない体験もできるから行ってみようかと思われるような、ディズニーランドの次にくる観光スポットを目指して頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 秋山陽議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。48番・三瓶輝枝議員。

〔48番・三瓶輝枝君 登壇、拍手〕

○48番（三瓶輝枝君） 未来民主ちばの三瓶輝枝でございます。二人目の質問とさせていただきます。通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、会計年度任用職員についてです。

新年度予算の資料を見ると、次年度の会計年度任用職員の予算上の人数は5,381人となっています。その会計年度任用職員ですが、期末手当は、週当たり15時間30分未満ですと支給されません。ボーナスがつくつかつかないかの差が働く時間にかかわっていることは、特に新人も含めて把握できません。

そこで、現在勤務している非常勤職員にきちんと説明することと、次年度の任用に当たり、勤務条件をしっかりと示す必要があります。伺います。

次に、今年度の非常勤職員のうち、勤務時間が15時間30分未満の方が何人いるのか。そして、この1年間の働き方を見ていただいていますので、これまで15時間30分未満で契約していたとしても、15時間30分以上働いていた非常勤もいましたので、新しい年度では、15時間30分以上の会計年度任用職員として採用すべきです。伺います。

次に、千葉市立病院で働いている看護師などの非常勤職員は、主たる生計者の方が多くいらっしゃいます。賃金が減収し、生活が困窮することが予測されますが、お考えを伺います。

次に、看護師、医師事務作業補助、病棟保育士などは、独自の給与体系で病院は成り立ってきました。制度が変わるのですが、今までのベースを確保し、これまでかかってきた財源を生かし、新制度でも生かしたらどうでしょうか。

病院局は、会計年度職員に下げずにこれまでどおりの給与を支払う必要があります。お考えを伺います。

次に、両市立病院について伺います。

現在、両市立病院で看護師の非常勤職員が辞めるという事態が発生しています。その原因を伺います。

会計年度任用職員の制度導入には、非常勤看護師は正規職員と同等の仕事をし、同じ職務内容であるのに、会計年度任用職員に移行すると賃金が下げられるという声を聞きます。お考えを伺います。

看護師の非常勤職員に正規の道がありますよと直接声をかけているのか、伺います。

非常勤職員は、この5年で、いつ何人正規になったのか、伺います。

次に、非常勤看護師等がサービス残業に結びつくことはないのか、伺います。

次に、第4期病院の改革プランで、来年が3年目となります。進捗状況と経費と収益の兼ね合いで、診療科目ごとに伺います。

また、赤字の解消に少しずつ効果もあると思いますが、その削減に向けてどのような状況か、

伺います。

次に、現在不足している診療科目の新設や、やめてしまった診療科目の復活などあるのか、伺います。

次に、収益に大きな効果を発揮していた心臓血管外科手術がありませんでした。既に民間病院でその診療科目が始まっています。市立病院がそれらの診療科目を復活した場合や新設は、民業圧迫になりかねないとの声もあります。本当に新設や復活ができるのか、伺います。

次に、新設や復活の診療科目には、ドクターが欠かせません。ドクターの人数は確保できているが、診療科目別で見るとそれぞれ不足していると伺っています。

そして、国に対しこの事態の予算要望をすべきです。伺います。

次に、高度医療で、以前ドクターの意見でリニアックを導入しています。予算審査の中でも質問が出ておりましたが、新規の診療のための機械の導入提案の中に、採算についても表記されているのか、伺います。

他市や市立病院周辺の状況などの調査や検討はどうか、伺います。

次に、毎月、国保連合会などへ請求を出しているとのこと。その際、連合会などから戻されてしまうことが年に100件以上あるとのこと。どうしてそのようなことが発生するのか、伺います。

次に、赤字の理由として、看護師を10対1から7対1にし、だからだと説明をよく伺いますが、本来は違うと思います。赤字の理由を再度伺います。

次に、災害について伺います。

前議会で、千葉市のハザードマップについて、市民が千葉市に確認をしにきたか記録にとっていないとのことでしたが、きちんと記録をしておくべきだと思います。市民のためにもなると思います。今はウェブもありますので。しかしながら、お考えを伺います。

また、家を買う、建てる時に、不動産業者から説明をしてもらい、全国でも先進なケースとのこと。契約時ではなく、前もって説明が必要だと思います。お考えを伺います。

次に、若葉区坂月第2調整池で、平成16年に道路冠水が発生し、その後、千葉市は坂月第2調整池で掘削工事により、そのとき発生した大雨が再度降ったとして道路冠水はどれくらいになると試算されていたのか。また、掘削にかかった経費とその土の量について伺います。

次に、開発行為がなされる時、千葉市に申請しているはずですが、この辺りの道路冠水の発生していたことや調整池の掘削工事について、開発行為の業者に説明や指導をどのようにしていたのか、伺います。

この開発行為のところは、雨水貯留槽が設置されていたのに、ここはなぜ浸水したのか、改めて伺います。

次に、緑区誉田町3丁目の土砂災害について、前議会の質問の答弁によりますと、家の建築も擁壁の確認申請も問題なかったとありました。今後、こうした崖地に近接したこの場所に家を建てたり擁壁をつくるなどの確認申請があった場合、どのような取組を千葉市としてなされるのか、伺います。

次に、災害時での井戸水の使用について、皆さんからお尋ねをいただいておりますので伺います。

千葉市全域で千葉市と契約している家は何軒あるのか、水質の検査はどのようになっているのか、井戸水使用は来た方々にどのような手順ですのか、また、くみ上げるのに全て電力が

必要なのか、伺います。また、電力は確保されているのか、伺います。

次に、これもまた皆さんから伺うところなのですが、千葉市は災害時に防災無線を増設しないとのことですが、市民の要望が多くあることを認識されているのか。即座に同時で知らせることのできるもので、個別の受信機の設置をぜひお願いします。

災害が多く発生する地域や発生の予想がされることから、使えるように設置するべきです。会派でも以前から取り組んでいますが、お考えを伺います。

次に、災害復興の視点で見る災害法制の課題と政策提言の勉強会に参加しました。

初めに、義援金について伺います。

千葉県及び日本赤十字社等に寄せられた義援金は、県内市町村を通じて分配が始まっていると伺っています。この義援金が差し押さえに使われてしまうことは回避しなければならないとのことでした。

そこで、千葉市の対応はどのようにされているのか、伺います。

次に、千葉市は避難行動要支援者の名簿を町会や消防団に渡しています。町会、自主防災組織では、要支援者名簿にある方々に対し、どのような対応をされているのか。また、対応していない町会にはどうするのか、伺います。

さらに、消防団においても、どのような訓練や対応をされているのか、伺います。

次に、災害関連死の事例分析と防止対策は、千葉市はどのようになされているのか、伺います。

次に、災害直後に通知される特別基準の活用による上乗せがあり、国によるガイドラインがあるのに、トイレ管理指針を利用されていないのではないかとのことでした。トイレ環境整備、適温食の提供、段ボールベッド等簡易ベッドの整備といった医学、健康の常識が災害救助法に反映されているとのことでした。

このたびの災害では、どのように活用されてきたか、伺います。

次に、長期化する避難所の健康支援、慢性期医療支援、精神支援、支援制度など、法的な情報支援、その他各種再建支援も救助レベルで必要とされています。

応急から再建まで切れ目なくつながる一体的制度とする必要がありますが、千葉市の地域防災計画に反映するべきです。伺います。

最後に、介護サービスについて伺います。

超高齢社会調査特別委員会に、高齢者の方々の移動に関するニーズの調査結果の中に、高齢者の移動手段の中で、要介護3以上の方の一部で買い物や通院で困っているとの結果がありました。

伺います。

ヘルパーさんがいますが、買い物に困っている方は、何を買うのに困っているのか。通院に困っているとのことですが、どのような診療科目なのか、どこまで行かなければならないのか。さらに、月にどの程度行かなければならないのか、伺います。

そして、介護保険の中で完結できないものなのか、伺います。

加えて、病院が患者さんを送迎しているところもふえてきていますので、病院も限定すれば、通院もできるはずですが、また、本来は介護の延長での仕事のはずですので、介護事業所でも、高齢者の方々の移動の仕事はできるはずですが、それぞれ、どの程度の距離まで送迎しているのか、バスルートがあっても送迎はしているのか、伺います。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

次に、介護を受けている方々が通所サービスを受ける際、その方の程度によりケアプランを設定する際、ケアマネが事業所を探したり、特色を確認したりと、手間がかかるとのことです。

そこで、事業所一覧表にデイサービス事業所ごとと、ヘルパー事業所ごとの特色を明示してもらいたいとの声を伺っています。そこでどうなっているのか、伺います。

また、要支援者や要介護者の特性に合わせて、事業所に通わせたいのに対応できる事業所が満員で対応できないとき、介護保険料を払っているにどうするのか、伺います。

次に、通院のための乗降車の介助と病院までの送迎するための許可のある事業所があります。大変便利かと思えます。どのようなときに利用されているのか、ケアプランに掲載されるのか。さらに、ホームヘルパーサービス事業所で送迎の許可がないときには、ケアマネの作成するプランへの対応はどのようになるのか、伺います。

次に、高齢者ごみ出し支援事業補助金について、週に1回または2回、3回ステーションへ排出した場合、請け負うほうは1,000円だけなのか。その際の利用料金は幾らか。また、千葉市に問い合わせをして、支援団体がなくて、これまで断った件数と問い合わせをしてくる排出世帯はどうしているのか、伺います。

次に、地域ごとにごみ出しをしている方々に対応できる地域と対応し切れていないところは幾つあるのか、伺います。

次に、ごみ出しには、ヘルパーさんも対応できるステーションの回収時間を市全体で30分くらい遅らせていただくと助かるというような声も伺っているんですが、どうなのか、伺います。

他市や近隣市でも、環境局がお年寄りのごみ出し支援の取り組みを無料でやっています。ごみ出し支援事業で対応できるようになるまでの間、環境局でごみ出しの支援をするべきです。伺います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 初めに、会計年度任用職員についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、現在勤務している非常勤職員に対する会計年度任用職員制度についての説明と任用に当たって勤務条件を示すことについてですが、これまでも、現在非常勤職員等として働いている方に向け、会計年度任用職員制度の説明資料を作成し、制度の説明を行ってきたところがございます。引き続き丁寧な説明に努めてまいります。また、会計年度任用職員として任用するに当たり、任用期間や週当たりの勤務時間、休暇制度、報酬などの勤務条件を記載した任用通知書を交付する予定でございます。

次に、今年度の非常勤職員等のうち、所定勤務時間が15時間30分未満は何人いるのか、週当たりの所定勤務時間を超えて実際に働いている非常勤職員等は、それに応じた勤務時間で任用すべきかについてですが、昨年4月1日時点における非常勤職員等は4,435人であり、そのうち所定勤務時間が15時間30分未満の者は1,050人となっております。

なお、会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や勤務の量に応じた勤務時間を設定することとなっていることから、来年度の任用に当たっては、任用する職員の職務内容や職務量を精査し、適切な勤務時間を設定してまいります。

次に、災害についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、ハザードマップや災害に遭った地域について、土地や家を購入する市民が千葉市を確認してきたか記録をしておくべきと考えるが、本市の見解はとのことですが、土砂災害に関しまして、不動産業者は、取引する宅地建物が土砂災害警戒区域等にある場合には、その旨を説明しなければならないとされております。

また、洪水などの浸水害に関しては、不動産業者に法的な義務づけはありませんが、本市では、宅建協会との協定により、不動産業者に対してハザードマップを活用して浸水の危険性について説明していただくよう依頼しているところでございます。

さらに、過去に浸水被害があった場所につきましては、インターネット上で公開するとともに、市民等から問い合わせがあった場合には、被害の有無についてお答えしております。

このように広くハザードマップや過去の被害について公表していることから、ハザードマップ等について市民が確認してきたことを記録する必要はないと考えておりますが、今後も、市民の皆様が自ら暮らす地域のリスクを認識していただけるよう、周知を強化してまいります。

次に、不動産業者からの説明は、家を購入する契約時ではなく、前もって行う必要があると考えるが、本市の見解はとのことですが、本市では、家の購入を検討する際に参考となるよう、物件説明等においてハザードマップにより説明を行っていただくよう、宅建協会を通じて不動産業者に依頼しているところでございます。

次に、防災井戸協力の家についてですが、井戸を所有している方の申し出により、防災井戸協力の家を現在153カ所指定をしており、災害時には近隣の方々に水を提供していただくこととしております。指定の際には、大腸菌など11項目について水質検査を実施し、井戸水の状態を確認しており、災害時には、水を必要とする方が給水タンク等を持参して給水を受けることとなります。

指定している井戸は、大半が電動ポンプを使用しておりますが、停電が発生した地域でも活用できるよう、貸し出し用の発電機を90台備蓄しているところでございます。

次に、防災行政無線についてですが、屋外スピーカーの増設要望があることは承知しておりますが、高い建物や地形等による周辺環境の影響、住居の遮音性の向上などの要因により、伝達範囲には限界があり、防災行政無線の放送だけで全ての市民の皆様へ情報をお伝えすることは困難な状況でございます。また、防災行政無線の屋内受信機は、避難所やその他の施設に設置していますが、費用が高額となることから、個人住宅等への整備は、現状では難しいものと考えております。

緊急情報につきましては、ちばし安全・安心メールやヤフー防災情報、緊急速報メール、電話、ファクスによる緊急情報配信サービス、テレビ、ラジオなどのほかの手段でも重層的に伝達することとしておりますので、情報を入手する手段の確保について周知啓発の強化に努めてまいります。

次に、避難行動要支援者名簿についてですが、本年1月末現在、町内自治会、自主防災組織及びマンション管理組合の284団体に名簿を提供しております。名簿を提供した団体では、平常時から要支援者と話し合い、緊急時の家族の連絡先や支援者の氏名等を記載した支えあいカードを作成しているほか、要支援者の所在地や避難場所等を表記した要支援者マップを作成するなどの取り組みを進めているところでございます。今後も引き続き、名簿に関する周知を強化し、町内自治会等に対する提供を進めるとともに、好事例の紹介や研修会の開催などを通じて、名簿を提供した団体の活動を活性化させることにより、地域における支援体制の構築に努

めてまいります。

次に、災害関連死の事例分析と防止対策についてですが、復興庁の東日本大震災における災害関連死における報告によりますと、災害関連死のうち、70歳以上の高齢者が約9割であり、最も多い原因として、避難所等における生活の肉体的、精神的疲労が挙げられております。

このことから、災害関連死をなくすためには、避難所における生活環境を向上させるとともに、高齢者等に配慮した避難所運営を行う必要があると考えており、マンホールトイレの整備や防災備蓄品への栄養補助食品の導入、スポットエアコンの設置などを進めるとともに、引き続き、福祉避難所の円滑な開設、運営に向けて研修や訓練を強化するほか、発災時には必要に応じて、避難所に医師や看護師、保健師を派遣するなど、避難者の健康を保持するために適切に対応してまいります。

最後に、応急から再建までシームレスにつながる一体的制度とする必要があるが、本市の地域防災計画に反映するべきとのことですが、大規模災害発生時には、避難所の開設などの応急対策が長期にわたることが想定される一方、速やかに被災者生活再建などの復旧復興対策に取り組む必要があると考えております。このため、応急対策から復旧復興対策へ円滑に移行できるよう、現在修正を進めている地域防災計画に新たな復旧復興本部体制について明記してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 初めに、会計年度任用職員についてのうち、所管についてお答えします。

まず、病院で働く看護師などの非常勤職員が減収となり、生活が困窮することが予測されることについてですが、会計年度任用職員の給料水準については、国の事務処理マニュアルを踏まえ、職務の内容や責任、職務経験等の要素を考慮して設定したところで。

また、給料水準については、一定の上限を定めることが適当とされており、会計年度任用職員の職責は、正規職員の職責を超えないことを踏まえ、原則として正規職員の初任給水準を上限としておりますが、主に看護師等の専門職においては、職務の特殊性やこれまでの賃金水準等も考慮したところで。

次に、病院局の会計年度任用職員にこれまでどおりの給料を支払う必要があることについてですが、会計年度任用職員が従事する職種や週当たりの勤務時間等により、さまざまな勤務が想定されるため、一概に申し上げることは難しいですが、期末手当を含めた年額では、一部の者を除き、現状を上回る水準となるものと考えております。

次に、両市立病院についてお答えいたします。

まず、看護師の非常勤職員が辞める原因についてですが、これまでも非常勤の看護師が退職することはありましたが、理由は様々であり、転職を理由としたものが比較的多いと認識しております。

次に、非常勤看護師は、正規職員と同等の仕事をしており、非常勤職員のとくと同じ職務内容なのに賃金が引き下げられるという声を聞くことについてですが、看護師免許を要する職として、看護業務自体は同様の業務を行っておりますが、正規職員とは職責が異なるものであり、チームリーダーなどの立場や病院運営のための各種委員会の活動業務は正規職員が担うこととしております。



このため給料水準については、会計年度任用職員の職責は正規職員の職責を超えないことを踏まえつつ、その職務経験を反映した給料月額とするものであり、期末手当を含めた年額では、一部の者を除き、現状を上回る水準となるものと考えております。

次に、看護師の非常勤職員に、正規職員の道があると直接声をかけているのかについてですが、看護職員の正規職員採用試験を実施する際には、両病院において非常勤職員に対し募集開始について情報提供を行っております。

次に、非常勤看護師は、この5年間でいつ、何人が正規職員になったのかについてですが、平成27年度に1人、28年度に3人、29年度に3人、30年度に3人、今年度に1人、計11人の看護職員が正規職員採用試験を受験し、そのうち7人を正規職員として採用しております。

次に、非常勤看護師等がサービス残業に結びつくことはないのかについてですが、非常勤職員は、あらかじめ時間外勤務を想定しているものではありませんが、所属長等から時間外勤務を行うよう命令を受けて勤務した場合には、時間外勤務分の賃金を支給しております。なお、サービス残業はあってはならないものであり、適切な対応について今後も周知等を図ってまいります。

次に、第4期病院改革プランの進捗状況と診療科目ごとの収支についてですが、昨年度においては、病床利用率など一部の経営指標が未達成となったものの、おおむね計画値は達成いたしました。本業である医業収支は、プランとほぼ同額の収入を確保し、給与費、材料費、経費等の医業費用が計画値を下回ったこともあり、プランと比較して医業収支は約8億円の改善となりました。今年度においても、このまま順調に推移すれば、医業収支の目標を達成する見込みとなっております。

なお、診療科目ごとの収支については、算出しておりません。

今後も、既存の経営資源を活用し、収益の増加を図るとともに、費用の伸びをできるだけ抑制し、収支改善に向けたさらなる努力を重ね、プランの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、赤字の解消に少しずつ効果もあると思うが、その削減に向けてどのような状況になっているのかについてですが、過去3年間の純損失、いわゆる赤字の推移は、平成28年度が21億円、29年度が12億円、30年度が4億円と、赤字幅は縮小してきております。本業である医業収支については、昨年度に引き続き、今年度も第4期プランの目標値を達成する見込みであり、プランの最終目標の達成に向け、引き続き経営改善に取り組んでまいります。

次に、現在不足している診療科目の新設や復活などあるのかについてですが、診療科目の検討に当たっては、医療の需要、他の医療機関の状況など、市民への安定的な医療の提供という視点を踏まえ、適宜検討してまいります。

次に、診療科目の復活や新設は、民業圧迫になりかねないとの声もあるが、新設や復活ができるのかについてですが、診療科目は、医療需要を踏まえ、今後、市立病院が担うべき役割や機能を見据えながら、他の医療機関との役割分担や医師などの人員確保等の状況を考慮し、必要に応じ柔軟に対応してまいります。

次に、医師は診療科目別で見ると不足していると聞いており、国に対し、予算要望をするべきとのことですが、これまでも産科医等の確保につながる国庫補助事業の活用などに取り組んできたところであり、今後も医師の確保に効果が見込める補助事業については、積極的な活用を検討してまいります。

また、養成機関である大学医学部への働きかけや医師のネットワークの活用のほか、若い医師が働きたいと思える病院となるよう、研修プログラムの充実した研修医教育を実践するなど、必要な医師の確保に向けて取り組んでいるところです。

次に、新規の診療のため機械を購入するとき、導入提案の中に採算についても表記されているのか、他市や市立病院周辺の状況などの調査や検討はどうかについてですが、医療機器の導入に当たっては、提案の段階で、対象となる疾病の診療報酬点数及び年間見込み症例数や当該機器を取り扱い可能な医師数をもとに採算性を検討するとともに、必要に応じ、他市や周辺病院の状況等を考慮した上で、導入の是非を判断することとしております。

次に、毎月、国保連合会などへの請求に対し100件以上戻される事があるとのことだが、なぜ発生するのかについてですが、返戻の理由といたしましては、資格喪失後の被保険者証による受診といった事務的なものや、診療内容の詳しい説明を求めるといったものが大半であります。これらについて、被保険者証を再度確認して誤り箇所を訂正したり、診療内容の詳細な資料を添付して再請求しております。

最後に、赤字の理由として看護師を10対1から7対1にし、看護師が増えたからだと説明しているが、本来は違うと思うため、赤字の理由を再度伺うとのことですが、平成23年度に地方公営企業法全部適用に変更したことにより、市長から病院事業管理者に人事や予算に関する権限が付与され、医師や看護師、医療技術職などの柔軟な採用活動や設備投資を行い、医業収益の拡大と医療の質の向上を図ってまいりました。

しかし、医療スタッフの充実などにより医療の質の向上が図られたものの、人的投資、設備投資に応じた医業収益を確保することができませんでした。また、平成27年度の海浜病院心臓血管外科における新規患者の受け入れ停止の影響を受けて医業収益が大幅に落ち込んだことも原因の一つと考えております。こうしたことから、多額の累積欠損金を抱えることとなったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 建設局長。

○建設局長（佐藤寿之君） 災害についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、掘削工事により、そのとき発生した大雨が再度降ったとして、道路冠水はどのくらいになると試算されていたのか、また、掘削にかかった経費とその土の量についてですが、平成16年9月の冠水被害を受け実施した雨水対策の検討では、当時の大雨を踏まえ、調整池の貯留量や雨水管の排水能力などを検証しております。試算では、対策の効果として道路冠水は起こらないものとされており、工事完了後は、当時と同等の大雨が降った際にも冠水被害は起こっておりません。

なお、掘削にかかった経費は約1億9,000万円で、その土量は約1万2,000立方メートルとなっております。

次に、開発行為がなされるとき、道路冠水が発生していたことや調整池の掘削工事について開発行為の業者に説明や指導をどのようにしていたのかについてでございますが、雨水管などの流末の整備状況に応じ、雨水貯留槽の設置など流出抑制の指導を行っております。なお、道路冠水の発生や調整池の掘削工事については、都市計画法による開発行為の基準に該当いたしませんので、説明や指導は行っておりません。

最後に、雨水貯留槽が設置されたのに、なぜ浸水したのかについてでございますが、各宅地

の雨水貯留槽は、開発行為により増加する雨水の流出を抑制するため設置された施設であり、調整池から溢水した雨水を貯留することにより、宅内の浸水被害を軽減させることを目的とした施設ではございません。

今回の浸水は、10月の平均降雨量を大幅に上回る雨がわずか半日で降ったことにより、計画貯留量を超える大量の雨水が調整池に流れ込んだため、あふれ出し発生したものと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 都市局次長。

○都市局次長（松本真吾君） 災害についてのうち、所管についてお答えします。

今後、崖地に近接した場所に家を建てるなどの確認申請があった場合、どのような取り組みをするのかについてですが、本市としましては、申請された計画が建築基準法や条例等に基づく安全基準に適合しているかを厳正に審査するとともに、確認申請の事前相談などの機会を捉え、当該崖に関し本市が提供できる情報を伝えるなど、崖地に近接した場所における建築物の安全確保について注意喚起を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 初めに、災害についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、千葉県災害義援金を差し押さえから回避するための対応についてですが、昨年12月に、令和元年特定災害関連義援金に係る差し押さえ禁止等に関する法律が成立、公布され、昨年の台風15号、19号、10月24日から26日までの間の豪雨等による災害の被災者等に交付される義援金は、差し押さえができないことが規定されました。

義援金は被災者の生活を支援し、いたわる気持ちを込めて全国から寄せられたものであり、法で規定されたように、債務の滞納等で債権者に差し押さえられることがないように、市ホームページに掲載し、義援金の配分対象者や債権者に対し周知するとともに、市政だよりへの掲載を検討してまいります。

次に、避難所のトイレ環境整備、適温食の提供、段ボールベッド等簡易ベッドの整備に災害救助法の特別基準が生かされていたかについてですが、災害救助法では、救助の程度、方法、期間について基準を定めておりますが、この基準では、救助の適切な実施が困難である場合には、救助の実施主体である千葉県と国との協議により、特別基準が認められることがあります。

このたびの災害では、避難所の開設や飲料水の供給については、期間の延長に係る特別基準の適用を千葉県へ申し出、延長が認められたところですが、トイレ環境整備、適温食の提供、段ボールベッド等簡易ベッドの整備については、いずれも実施事例がございません。今後も、災害救助に当たる庁内各部署に対し、同法の救助に係る基準や特別基準の制度について周知するとともに、必要に応じて特別基準の適用を千葉県へ働きかけるなど、避難者の生活環境の改善に向けて適切に対応してまいります。

次に、介護サービスについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、要介護3以上の方の買い物、通院の状況についてですが、昨年実施いたしました高齢者の移動に関するニーズ等調査は、高齢者の移動支援に係る施策を検討するに当たり、高齢者の移動に関するニーズ及び実態を把握することを目的として実施しており、食品、日用品など

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

の買い物、通院、それらを除く外出について、頻度や移動手段、回数の過不足等を調査項目として実施いたしました。

買い物、通院が足りていないと回答した方の一部に、要介護3以上の方が含まれておりましたが、買い物の詳細や通院時の診療科目などは調査の対象としておらず、把握しておりません。

通院する回数については、要介護3以上の方では、月に1回程度と回答した方が一番多く、次いで2から3回となっております。

また、介護保険の中で完結できないのかについては、介護保険は、要介護状態区分に応じて給付される上限額が定められており、上限を超えた額は全額自己負担となるため、ほかのサービスの利用状況によっては、通院介助のサービスが利用できないケースもあると考えられます。

次に、介護事業所による移動支援における距離及びルートについては、介護保険サービス事業所による高齢者の移動支援としては、訪問介護の指定を受けた事業所のうち、所定の届け出を行った事業所が実施する通院等乗降介助がございます。

この通院等乗降介助は、通院等に用途が限定されるものの、距離やルートについて一律の制限はなく、送迎車両への乗降時の支援を含めた移動支援サービスを受けることができるものとなっております。

次に、デイサービス事業所とヘルパー事業所の特色を明示することについてですが、介護保険サービスを提供する事業所情報の公表は、冊子によるもののほか、インターネット上で閲覧できる介護サービス情報公表システムにおいても実施いたしております。この公表システムでは、事業所が提供するサービスの種別や提供時間などの基本情報のほか、各事業所の特色を記載することができるようになっており、新規開設の事業所のみならず、既存の事業所に対しても、これらの記載を促しているところでございます。

次に、利用者の特性に対応できる事業所が満員で利用できない場合の対応についてですが、介護保険サービスを提供する事業所は、人員、設備及び運営に関する一律の基準を満たした上で、提供する機能訓練等の内容については、各事業所の判断によることから、事業所ごとの特色がございました。

ケアマネジャーが利用者の自立に向けて必要となるサービスをケアプランに位置づける際に、このサービスを提供できる事業所が利用定員を超えているなどの理由で受け入れができない場合には、利用者の意向を確認しながら、ケアプランの再検討を行っていただくこととなります。

また、事業所の特色が介護サービス情報公表システム上で広く周知されることにより、利用する側にとっても、事業所側にとっても提供するサービス内容をほかの事業所と比較することができ、介護サービスの向上に資するものと考えております。

次に、通院等乗降介助の内容とケアプランの関係及び事業所で送迎ができない場合のケアプランへの対応についてですが、通院等乗降介助については、利用者の身体状況などにより、自宅から病院までの乗降介助の必要性がケアプランに位置づけられた場合に利用が可能となります。

利用したい訪問介護事業所がこの通院等乗降介助の届け出を行っていない場合には、届け出を行っているほかの訪問介護事業所の利用等を検討し、ケアプランに位置づけていただく必要があります。そのため、今後のニーズの高まりも踏まえ、ケアプランが円滑に作成され、サービス利用できないことが起きないように、既存の訪問介護事業所に対して通院等乗降介助の届け出を促してまいります。

次に、高齢者等ごみ出し支援事業における支援団体への補助額及び利用者の利用料金についてですが、高齢者等ごみ出し支援事業は、町内自治会や老人クラブなど、本市に登録した団体に対し、週1回以上の支援を行うことを条件に、支援する世帯1世帯当たり月額1,000円を補助するものでございます。

利用者の料金は団体ごとに異なっておりますが、確認している範囲では、およそ3分の2の団体が無料で、その他、1回100円や月300円などがございます。

次に、利用希望者の問い合わせに対し、地域に支援団体がないことを理由に断った件数とその後の対応についてですが、問い合わせがあったものの、居住している地域に支援団体が登録されておらず、支援を受けられなかった件数は年間十数件ございました。それらの問い合わせに対しては、支援団体が立ち上がったときにお知らせできるよう、連絡先を控えるとともに、シルバー人材センターが行うワンコインサービスを紹介するなどの対応を行っております。

最後に、ごみ出し支援が必要な地域と対応し切れていない地域についてですが、現在、本市へ登録しているごみ出しの支援団体数は40団体ですが、登録をせずに近所の住民同士の共助の取り組みやボランティアで同様の取り組みを行っている団体もあると伺っております。

しかしながら、市域全体をカバーするためには、登録団体を増やしていく必要があることは認識しており、地域活動に関する会議などにおける周知や出前講座など、引き続き周知活動に取り組むとともに、シルバー人材センターのワンコインサービスの促進や地域住民同士での共助の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 消防局長。

○消防局長（兼巻重義君） 災害についてのうち、所管についてお答えします。

消防団について、どのような訓練や対応をしているかについてですが、消防団については、大規模災害等発生時には、まず消火、救助、応急手当てなど、災害活動を優先し、その後必要に応じて区役所などと連携を図りながら、避難支援に当たることを想定しており、日頃から消防学校や各消防署において、消火、救助、応急手当てなどの訓練を実施しております。

また、避難支援の際に必要な避難行動要支援者名簿については、方面隊長や分団長などの消防団員に配布しており、配布時には、個人情報取り扱い研修を必修として行い、配布後には、管轄区域の要支援者の把握に努めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 介護サービスについてのうち、所管についてお答えします。

まず、ごみステーションの回収時間を市全体で30分程度遅らせることができるのかについてですが、現在、収集開始を午前8時としておりますが、排出量や交通量などの影響から、清掃施設への搬入が午後4時の期限を過ぎるケースもあり、その日のうちに施設へ搬入できない場合も想定されるため、市全体の回収時間を30分遅らせることは難しいと考えております。

最後に、ごみ出し支援事業で対応できるようになるまで、環境局でごみ出しの支援をすべきではないかについてですが、本市では、地域における自主的な支え合い、助け合い活動の充実を促進することとしており、ごみ収集業者や本市職員が個別に高齢者等のごみ出し支援をすることは考えておりませんが、今後も引き続き、関係部局と連携し、より多くの方々が支援を受けられるよう、廃棄物適正化推進員の研修会でチラシを配布するなど、支援団体の増加に向け

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

た周知啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 三瓶輝枝議員の2回目の質問を保留し、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時10分開議

○議長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三瓶輝枝議員の2回目の質問をお願いいたします。

○48番（三瓶輝枝君） 1回目の御答弁をいただきました。ありがとうございました。

2回目は順番を変えて質問と意見を申し上げたいと思います。

初めに、病院の会計年度任用職員についてですが、一部賃金が減収するということもわかりました。また、本来は委員会の、出ていないということでしたけれども、委員会の下部組織として非常勤も全員でやっているとのことですし、また、年間計画の立案や評価も正職員と一緒にやっていると同いました。また、リーダーについても実績があるとのことでした。

これらの実績が来年度の会計年度任用職員制度に反映されてしかるべきと考えますが、伺います。

両市立病院については、これで終わりにしたいと思います。

次に、介護サービスについてです。

デイサービスが満員等の場合には再検討をとの答弁でしたが、再検討しているのに見つからないというケースもあると聞いています。また、利用している訪問介護事業所が通院等乗降介助の届け出を行っていない場合、届け出を行っている他の訪問介護事業所の利用等を検討するとの答弁でしたが、実際にはこの届け出を行っている身近な事業所が見つからないケースもあるようです。

そこで、今後、市としてこうしたニーズに対してどのようにしていくのか、伺います。

以上で介護サービスのほうは終わりにしたいと思います。

次に、災害についてです。

平成16年に発生した千城台南4丁目の道路冠水をハザードマップに載せたのはいつなのか。また、平成19年の掘削工事をするにより、ハザードマップから削除したのはいつか。さらに、昨年10月の大雨はハザードマップに反映されているのか、伺います。

次に、宅地課に確認したところ、平成16年の1メートル60センチの道路冠水の件や平成19年の掘削工事は承知をしていなかったと伺っています。答弁のように、都市計画法上、過去の浸水について説明をしなくてもいいというふうになっているとのことですが、これは本当に驚きました。

建設局下水道維持課も、平成23年に開発行為の申請がなされた際、都市計画法上、定められていなくても、やはり平成16年に起きた1メートル60センチの道路冠水や平成19年に実施した掘削工事を開発業者に説明すべきではなかったのか、伺います。

次に、誉田町3丁目の土砂災害について伺います。

土砂災害が発生する前の家と今後新たな家を建てる際の擁壁や家の崖に関する建築基準法や条例は変わっていませんが、安全上問題ないのか、伺います。

次に、土砂災害に遭ったところの上は、20メートルほどありそうに見えます。このままにし

ておくと次の大雨で土砂崩れがまたあるのではないかと心配です。斜面の対策について伺います。

次に、この場所は既にハザードマップに載せられているのか、伺います。

以上です。

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 2回目の御質問にお答えします。

両市立病院についてお答えします。

現在の非常勤職員の実態が来年度の会計年度任用職員制度に反映されてしかるべきとありますが、会計年度任用職員については、その職務の内容や責任、職務経験等の要素を踏まえ給料水準を設定しておりますが、今後も、勤務実態等を踏まえた適切な勤務条件となるよう引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 介護サービスについてお答えいたします。

本市として利用者のニーズに対してどのようにしていくのかについてですが、通所介護事業所において実施する機能訓練の内容はさまざまであり、また、訪問介護事業所の一部で実施している通院等乗降介助についても、利用条件などが事業所によって異なることから、利用者のニーズと提供されるサービスの内容の相違について、あんしんケアセンターやケアマネジャーとの意見交換等を行うこととしております。

また、事業者説明会等の機会を通じて、介護保険サービス事業者に対して意見交換等が出された意見などを伝えることにより、提供されるサービスが高齢者のニーズに沿った内容となるよう検討を促してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 建設局長。

○建設局長（佐藤寿之君） 災害についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、平成16年に発生した道路冠水をハザードマップに載せたのはいつか。また、19年の掘削工事をするによりハザードマップから削除したのはいつか。さらに、昨年10月の大雨はハザードマップに反映されるのかについてでございますが、ハザードマップについては、大雨が降った際の浸水想定区域や水深などを表示するものであり、16年の浸水履歴などについては、29年度からICT防災マップなどにより公開されております。

一方で、平成20年に作成したハザードマップでは、当該地区において、19年の掘削工事により道路冠水は発生しないと記載されていることや、再度行った検証でも被害が発生しないことから、浸水想定区域として表示はしておりません。

なお、ハザードマップについては、現在見直しを行っており、前提となる降雨を想定最大規模に改めるとともに、昨年10月の大雨などによる被害状況を考慮し、浸水想定区域などの検討を進めております。

次に、平成23年に開発行為の申請がなされた際、16年に起きた道路冠水や19年に実施した掘削工事を開発事業者の説明すべきではなかったのかについてですが、道路冠水に関する説明や指導については、法的な義務づけがないことから行っておりませんが、昨年の浸水被害を踏まえるとともに、安全な宅地供給を図るという観点からも、今後は、開発事業者に対し冠水履歴

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

などの適切な情報提供に努めてまいります。

最後に、誉田町3丁目の土砂災害の斜面の対策についてですが、現在、斜面のさらなる浸食を防ぐため、ブルーシートで養生されておりますが、事業を実施する県に確認いたしましたところ、今後、道路への土砂流出を防ぐための大型土のうの設置や崖地対策に必要となる測量及び地質調査などの発注を行うとのことでした。

なお、対策の具体的な方法については、今後行う設計業務で検討すると聞いております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 都市局次長。

○都市局次長（松本真吾君） 災害についてのうち、所管についてお答えします。

建築基準法や条例は変わっていないが、安全上問題ないのかについてですが、今後、この場所に新たに建築する際に崖の崩壊により被害が生じないように、構造耐力上安全な擁壁を設置する、または、崖から建築物を一定の距離を離すなどの安全対策を講じた上で建築することとなります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 災害についてのうち、所管についてお答えします。

まず、誉田3丁目の土砂災害発生場所は、既にハザードマップに載せられているのかについてですが、当該地域は土砂災害警戒区域等に指定されていないことから、現状においてはハザードマップには掲載されていない状況ですが、今後、このような県の指定等がない急傾斜地についても、周辺住民に対して土砂災害の危険性を記載した啓発チラシを個別配布し、注意喚起を行うとともに、ハザードマップ等への掲載についても検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 三瓶輝枝議員。

○48番（三瓶輝枝君） 答弁、ありがとうございました。

それでは、初めに会計年度任用職員について伺います。

看護師の職場は患者さんと向き合う仕事で、同一労働同一賃金は当然です。これまでの非常勤職員として評価する際に、実態と合わせていただきたいと強く要望いたします。さらに、看護師以外の病院非常勤の中には、非正規しかいない職場がありますが、管理職から正規職員への病院長への進言もあることがわかりました。ぜひ反映していただきたいと思います。

次に、介護サービスについてです。

特にデイサービスについて、課題の浮き彫りができました。同じ介護保険料を払っているのに、要支援、要介護の方々に見合うサービスが不足していることがわかりました。

保健福祉局にも御理解いただけました。今後、こうしたことを解決できるように取り組みを進めていっていただきたいと思います。

最後に、災害についてです。

まず、床上浸水の発生した千城台南4丁目について、開発許可の基準に該当しないので開発業者に道路冠水について説明や指導は行っていないという実態に、2回目でも申し上げましたが、ただただ、啞然とするばかりでございます。それでも、今の御答弁で、今後説明の努力をしていただけるとのことでした。当然、説明するべきだと思います。市のお墨つきの開発行為がなされたとなれば、誰でも安心し、そして信頼します。

そして、ハザードマップは、活用していただけるもう一つの、そしてもう一つはですね、課



題としては、ハザードマップを活用していただける宅建業界と協定を結んでいただきました。平成20年に作成したハザードマップですが、16年の床上浸水の千城台南4丁目は、19年の掘削工事で道路冠水は発生しないと試算されて、浸水想定区域として表示されていなかったとの答弁でした。これも、まあ残念だなと思いますが。しかも、まだ千城台南の雨水も、誉田町3丁目の土砂崩れも、ハザードマップにまだ表示されていないことがわかりました。これは本当に大変なことだなと思います。

これでは、千葉市の不動産業者がハザードマップを活用して浸水の危険性を説明していただく協定を結んでいただいても、そもそもハザードマップに記載されておりませんので意味がありません。誉田町3丁目や千城台南も、検討してから今後マップに載せるということですので、この辺は、市民の命と財産を守る千葉市になっていただきたいと切に願いながら、今後も進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 三瓶輝枝議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。9番・岡田慎議員。

〔9番・岡田 慎君 登壇、拍手〕

○9番（岡田 慎君） 皆さん、こんにちは。未来民主ちばの岡田です。議長のお許しをいただきまして、通告の順番を入れかえて一般質問を行います。

まず初めに、公文書管理について伺います。

昨年の改選後の最初の議会でも、本件について質問させていただきました。この間、またもや政府において、政府主催の桜を見る会の参加者名簿という公文書をめぐって、不適切な運用が発覚し、大変な問題となっていることは御承知のとおりです。

私が今回もこの場で取り上げさせていただくのは、公文書の適切な管理が民主主義にとって非常に重要と考えているからです。公文書の果たす役割の高まりに伴い、国においては公文書管理法が、先進的な自治体においては公文書管理条例が制定されてきました。本市においては、条例ではなく、公文書管理規則にて運用されており、国や先進自治体に比べ、公文書管理のあり方や考え方、職員の意識、運用、課題への対応の遅れが大変気になっております。

そこでお伺いいたします。

公文書は、市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産と考えますが、本市の見解をお聞かせください。

以下、自席にて一問一答で行います。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 本市におきましても、公文書は、市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産と認識しており、適切に管理すべきものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） この市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産という表現は、札幌市の公文書管理条例に明記されている表現でございます。その他にも、鳥取県、神奈川県相模原市、藤沢市、秋田市などでも、条例上知る権利と明記されております。

公文書の管理を適切に行わなければならない理由については、令和元第2回定例会で情報公開に的確に対応し、市民に対する説明責任を果たすためとの答弁がありました。説明責任につ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

いては、公文書管理法の4条では、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、または検証することができるようにありますが、本市の見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 公文書等の管理に関する法律において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、または検証することができるよう、文書を作成しなければならない旨規定されていることは承知しており、その趣旨に留意すべきものと考えております。

なお、本市におきましては、意思決定に当たっては、意思決定と同時に公文書を作成することが困難である場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成すること、また、事務及び事業の実績については、公文書を作成することを原則とする旨を規定しており、同規定に基づいた管理を行っております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 本市においては、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、または検証することができるように留意はしているものの、規定上直接そこまで要求された管理が行われているわけではないとの答弁でした。

それでは確実な跡づけ、検証ができませんので、ぜひ改めていただくよう要望いたします。

さて、国のほうでは、公文書に関し、自衛隊PKO派遣日報、森友、加計、最近では、先ほど申し上げました桜を見る会でのその廃棄が問題となっております。

そこでお伺いいたしますが、本市における文書を廃棄する際の記録のルールの現状についてお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 本市では、保存期間が1年以上の編集文書について、文書管理台帳を作成することとしており、廃棄した際には、文書管理台帳に廃棄年月日を登録することとしております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 保存期間1年以上の文書については、文書管理台帳に廃棄年月日を登録しているとのことですが、保存期間1年未満の文書でも、重要な事項や情報が記載されているものなど、合理的な跡づけや検証に必要となる公文書については1年以上の保管期間とすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 本市では、保存期間1年未満の文書を庶務に関する軽易なもの、局内での検討または事務連絡に用いたもので簡易なものとして規定しております。收受や作成をした当初、保存期間を1年未満とした文書であっても、その後、合理的な跡づけや検証に必要と判断した文書については、必要に応じ適切な期間保存する措置を講ずるべきものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 本市では、保存期間1年未満の公文書は、文書管理台帳に登載されず、何ら記録に残らず廃棄される運用となっております。国においても、同様な運用が行われておりましたが、保存期間が1年以上の文書の範囲を限定的に解し、それ以外は全て保存期間1年

未満として廃棄してしまうという問題が多発し、国は、2017年のガイドライン改定で、保存期間1年未満の公文書について、限定した7種以外は廃棄記録の作成と公表を義務づけました。本市では、1年未満文書は記録されずに廃棄されており、問題ではないのか、見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 保存期間が1年以上の公文書については、編集文書ごとに、その名称、保存期間その他必要な事項を記載した文書管理台帳を作成しており、1年未満文書の取り扱いにつきましては、今後、国や他市の事例を研究し、対応を検討したいと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 国の事例を参考にとのことですが、国のほうでは、ただいま述べたようなガイドラインの改定が行われましたが、国のお役人は悪知恵を働かせて、何んだかんだ理由をつけて廃棄記録の作成と公表が不要な限定された7種類にねじ込んでガイドラインを骨抜きにしておりますので、そういった点は参考にしないでいただきたいと思います。

さて、本市においては、保存期間満了後の文書は、各課の課長の責任で廃棄されております。公文書管理法8条2項は、行政文書ファイル等の廃棄について内閣総理大臣の事前の同意を求めています。これは、各行政機関による恣意的な廃棄を阻止する規定とされております。透明性の確保及び慎重な判断確保の観点から、廃棄に市長の事前同意や第三者機関または住民の関与を必要とすべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 文書主管課に引き継いだ文書を廃棄する場合には、所管課長の承認が必要であり、また、所管課長が保存する保存期間3年以上の文書を廃棄する場合には、事前に文書主管課長に対し通知する取り扱いとしておりますが、文書の廃棄に当たりましては、透明性の確保や慎重な判断が求められておりますことから、より適切な廃棄方法について、国や他市の先行事例を踏まえながら研究してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 住民の関与については、相模原市は、条例上廃棄予定文書の目録をホームページで公表しているそうです。目録を整備しさえすればアップは容易ですので、こういった方法も参考にさせていただければと思います。

公文書に当たるか、当たらないかの公文書の定義については、本市情報公開条例第2条第2項において、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものと定められております。

国においては、本来ならば公文書に該当するものをいろいろな理由をつけて個人的メモとして公開を逃れようとする脱法行為が後を絶ちません。

公文書の定義上、職員が下書きをしている段階のメモは、一般的に公文書に当たらないと解されておりますが、そのメモに意思決定に係る経緯が示されている場合は、公文書として保存する必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 職員が職務遂行上作成した文書でも、個人が管理するメモ等で、組織的に用いられていないものは、公文書には当たらないものと認識しております。当該文書の内容が意思決定時の判断に必要である場合には、公文書として作成し、組織的に管理するほ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

か、意思決定時の起案文書にその内容を記載するなど、適切に対応するものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 公文書管理法9条では、行政機関の長に行政文書の管理状況について、毎年度内閣総理大臣への報告を義務づけ、内閣総理大臣は、毎年度、その報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならないと定めております。その目的は、コンプライアンスや透明性の確保のためですが、その趣旨は自治体にも当然必要と考えます。

市長による行政文書、公文書の管理状況の概要報告の作成及び公表の必要性について、見解をお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 公文書の管理状況について概要報告を作成し、公表することについては、現在、具体的な検討などは行っておりませんが、公文書管理における透明性向上の観点から、今後、国や他市の先行事例を研究してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 次に、電子文書の管理について伺います。

電子文書には、電子決裁された文書そのものを保管している文書管理システムで管理されているものと、共有フォルダで管理、利用されているものと、電子メールがあります。

聞くとところによると、文書管理システムで管理されている電子決裁、供覧文書を電子文書としては管理するものの、共有フォルダなどの文書は、明確な規律とルールのもとで管理されているわけではない自治体も多いとのことでした。

そこで、本市の電子文書の管理状況について伺いいたします。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 電子文書等の電磁的記録の管理につきましては、文書管理システム、共有フォルダともに、原則、紙文書と同様に文書管理台帳の分類に従い、保存、管理を行っております。なお、共有フォルダは、文書管理台帳の分類によるもので事務に支障がある場合は、事務事業に応じたフォルダの作成も認めており、所管によって管理状況にばらつきがあるなどの課題がございます。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 電子文書で問題となるのは、電子メールの管理でございます。

本市の電子メールの管理状況についてお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 本市では、個人または組織アドレスに到達した電子メールで保存が必要なものは、共有フォルダ等に保存し、管理することとしております。なお、保存期間は、一般文書と同様、文書管理台帳の分類に従い管理し、保存期間が経過した文書は廃棄する取り扱いとなっております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 国の改正ガイドラインでは、1年以上保存する電子メールについての保存に関し、行政文書に該当する電子メールについては、保存責任者を明確にする観点から、原則として作成者または第一取得者が速やかに共有フォルダ等に移すものとする示されております。

本市の現状を伺ったところ、作成者または第一取得者のどちらが共有フォルダに移すか、は

っきり決まっていらないようですので、双方がお互いに共有フォルダに移さないで廃棄されてしまうといった可能性も否定できません。適切に判断、運用されるかは、職員個人次第といった側面があり、改善の必要があると思います。現在、政府の方針のもと、書庫の公文書を電磁的記録として保存し直すアーカイブが進められておりますが、市民の共有財産としての公文書という観点から、一歩進んで公文書を自由に編集、利用できるオープンデータ化の議論も始めるべきと考えます。

公文書の電子化について、書庫など物理的な問題を解消する電子アーカイブから、公文書を市民が自由に使えるオープンデータ化することについて、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 本市が保有する情報をオープンデータとして市民に公開し、市政の透明性及び信頼性の向上や市民生活の利便性の向上を図ることは、有効であると考えております。

国においては、行政文書の電子的管理に向けた基本的な方針を定め、現在、具体的な検討が進められておりますことから、国や他市の動向等を注視してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 公文管理法第34条では、地方公共団体は、この法律にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと規定されております。

法第34条の趣旨は、適正な文書管理によって、行政を適正かつ効果的に運営し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことが地方においても国と同様に求められるものでございますが、憲法における地方自治の本旨を尊重すれば、一律に法律で規制するのではなく、それぞれの地方自治体が条例を自律的に制定することで対応していくことが適当であるための努力義務として規定されたと解されておりますが、本市の見解についてお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 地方公共団体におきましても、国と同様、行政を適正かつ効果的に運営し、市民に対する説明責任を果たしていくため、文書の適正な管理が図られる必要があると考えており、公文書等の管理に関する法律第34条の趣旨は、地方自治の本旨を踏まえ、地方自治体の自律的な取り組みによって必要な措置を講ずることが期待されているものと認識しております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 公文書管理は規則、規程で自律的に行っているからよいという問題ではございません。規則、規程と条例の違いですが、制定改廃段階においては、規則は役所内部で随時可能であるのに対し、条例は議会の議決イコール住民の合意が必要となります。規則、規程の場合、いかなる公文書を作成、廃棄するかは、規則、規程制定権者、つまり役所の自由であり、住民にとって作成、保存が必要な文書でも、役所にとって不都合な文書は、作成保存を要しないとすること、または廃棄することが可能であるということの意味しております。

また、規則、規程では、整理の方法、対象が役人の利便性重視になりがちで、住民にとって使いにくくなりがちにもなります。実施機関についても、規則、規程は長や委員会等ごとに策定の必要があるのに対し、条例では組織横断的に規律が可能で、規則、規程では、自治体内における公文書の管理の程度に差が生じやすいという弊害が生じます。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

加えて、文書の保存期間には、情報公開請求が可能な期間を画するという効果があり、情報公開請求権の消滅時期を定めるのが公文書の保存期間ということになります。これは、情報公開条例に基づく権利、冒頭で申し上げました市民の知る権利を規則、規程で奪うことを可能にしているということを意味しております。

本市のように、規則、規程に基づく公文書管理は、するしないは別といたしまして、制定権者の恣意的な運用を可能にしております。現在、将来の市民への説明責任のためにも、一刻も早く条例化すべきと考えます。条例による住民のコントロールが及ぶ管理がなされ、情報公開条例で公開されて初めて市民の知る権利が実質化し、ガラス張りの市政が実現し、一人前の自治体となります。現在の千葉市の情報公開は、片輪走行ということになります。

これまで、るる、公文書管理法やその改正ガイドライン、先進自治体の条例の趣旨を参考に、本市の公文書管理の課題と問題点のほんの一端を述べてまいりました。本市も、法第34条の趣旨にのっとり、自律的な取り組みによって公文書管理条例を制定すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 条例の必要性については、昨年第2回定例会においてお答えしたとおり、昨今の公文書を取り巻く状況等を勘案すると、文書管理法の再編を含めた適正な文書管理の強化は必要であると認識しているところであり、引き続き、国や他市の動向等を注視しながら、条例制定も含めた公文書管理のあり方について検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 昨年の答弁では、研究してまいりますとのことでしたが、今回は一歩前進した御回答で期待しております。

公文書管理条例を制定するという事は、民主主義の根幹である公文書管理という行政の透明化、見える化を図ることであり、住民への説明責任を果たすことはもちろん、規則から条例に格上げすることで、市民の信頼や職員の意識が一層高まります。本市においても一日も早く条例化すべきことを重ねて要望し、次の質問に移ります。

続いて、IRについて伺います。

昨年5月に市内の地元企業有志の方々からの具体的な事業提案を踏まえ、本市の判断に必要な情報収集のため、民間事業者への情報提供依頼、いわゆるRFIを10月に実施、11月以降に情報提供のあった8事業者に対し、個別ヒアリングを行い、12月議会では、幕張新都心エリアでのIRが十分に成立し得ることを示唆する内容との答弁がありました。しかし、その直後の本年1月7日に、今回の国の申請について見送ることを決定いたしました。

私も、8年くらい前にシンガポールのIRを視察し、光の部分のみを見て感心したのですが、カジノについて勉強すればするほど、メリットよりもデメリット、問題点のほうが多いことがわかり、本市はもとより、日本にカジノは必要ないと確信するに至りました。そういった意味では、今回の市のIR申請見送りの決定は大変賛同するものでございます。

ただ、突然の見送り表明ということで、ここに至るまでの市の見解についてお伺いする時間が余りにもなかったため、確認の意味も含めて質問させていただきます。

これまでの答弁や記者会見から、今回の見送りの理由については、9月から10月にかけて千葉県全体を襲った史上最大級の台風や大雨等の復興を優先するため、また、県との調整が必要であったため、国から示されたスケジュールが想定より短かったためと、時間的に間に合わな

いためと理解しております。

R F Iの実施要項を読む限り、カジノ設置が前提となっております。また、これまでも、カジノも含むI Rは、M I C E強化における選択肢の一つと答弁しておりますが、表現が正しいかはわかりませんが、カジノを含まないI R、カジノ抜きでのI Rは、I R実施法の国の申請に関係なく進められるところ、国への申請を進めてきたということは、本市におけるI Rはカジノを含むI Rとの認識で間違いないのか、お伺いいたします。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 本市がこれまで検討を行ってまいりましたのは、特定複合観光施設区域整備法、いわゆるI R整備法に基づく大規模な民間投資により、国際会議場や展示場、宿泊施設、魅力増進施設、送客施設といった5つの施設とカジノが一体となった特定複合観光施設でございます。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） カジノも含むI Rということでございますが、次にお伺いします。

今回のI R申請見送りは、今後一切、本市にカジノは誘致しないことの決定ではないとの認識でよろしいか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 現在、国が示している申請期間でのI R誘致は行わないことを決定したものでございます。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 現在、国が示している申請期間でのカジノ誘致は行わないとのことですが、今後、国が追加募集を行った場合の対応についてお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） I R整備法附則第4条により認定区域整備計画の数については、最初の区域整備計画の認定の日から起算して7年を経過した場合に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を請ずるものとされております。そうした場合には、その時点で改めて本市の対応について検討を行うことになるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） カジノの追加募集があった場合は、その時点で改めて検討するとのこと、また、これまでの答弁では、今後のI Rについて、幕張新都心将来ビジョンの中でカジノの研究を行っていくとのこと、今後、本市にカジノ、つまり賭博場を誘致する可能性がゼロではないとのことなので、質問を続けます。

まず、賭博について、法律上の問題点から伺います。

賭博が刑法上違法とされる理由について、本市の見解をお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 賭博行為は、勤労その他の正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとする他人と争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害すること、副次的な犯罪を誘発する、さらには国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあることから、社会の風俗を害する行為として、刑法第185条及び第186条により処罰することとされております。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） その一方で、競馬、競輪、競艇、オートレース等の公営ギャンブルは、個別の特別法により、刑法第35条で違法性が阻却されておりますが、その理由について本市の見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技は、個別法で規定をされており、それぞれの法律において、刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却することがないよう、事業の公正性や公益性を担保する制度上の配慮がなされていることが理由と考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 競馬はですね、江戸末期に開国後の横浜の外国人居留地で行われたのが発祥ということで、ちょっと歴史があるんですけども、その他の公営競技、公営ギャンブルである競輪や競艇等は、戦後の復興期、財政の逼迫を受けて、特に地方自治体の財政難に応えるために、やむを得ず解禁されたという背景があります。

ただ、そこでは、今回のような民営賭博は許さず、施行者が地方自治体または政府全額出資の特殊法人であること、運営機関が自治体や国の外郭団体も含む非営利法人であること、収益は社会貢献活動に使用することという公設、公営、公益に限定という法的措置をとって、刑法上の賭博という犯罪の違法性の阻却を図りました。しかし、今回初めて公設公営、公共団体以外の者、純粋民間事業者、しかも外資系企業に民営賭博を認めました。

政府は、納付金でギャンブル依存症対策や治安維持の費用に充てるから、公益目的だと言っておりますが、納付金は収益の30%で、残り70%の多くはカジノ事業者の株主に配当されます。

公益性があるとは言えません。国民をギャンブル依存症にさせておいて、彼らから巻き上げたお金でギャンブル依存症対策を行うから公益目的だとは、本末転倒も甚だしいです。これで、なぜ民営賭博の違法性が阻却されるのか理解できません。

さて、法律論から離れまして、本市のIRについて話を戻します。

冒頭にも申し上げましたが、当局におかれては、民間事業者への情報提供依頼、いわゆるRFIの情報提供を受け、昨年12月議会にて幕張新都心エリアでのIRが十分に成立し得ることを示唆する内容との答弁、また、記者会見での事業採算性は十分にあると示されたとの発言がありました。

そこで伺いますが、十分に成立し得ることを示唆する内容の意味と根拠について伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 昨年実施した民間事業者からの情報提供依頼、いわゆるRFIにおきましては、8者から情報提供をいただき、その全てが幕張新都心を想定したものでございました。提案においては、本市のMICE誘致力に対する評価、本市におけるIRの経済的効果や事業性などを求めており、各事業者へのヒアリング等により、その内容を確認したところ、提案内容は、幕張新都心におけるIRについて一定の事業性を有することを示唆するものであったと、このように考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） ただいまの御答弁で、提案においては、本市におけるIRの経済的効果や事業性などを求めており、その内容を確認したところ、一定の事業性を有すると判断され



たのことでございますが、一定の事業性を有すると判断した根拠について伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） R F Iによる提案内容については、各事業者へのヒアリングや業務支援委託事業者による確認等を行い、提案内容が一定の妥当性を有するというふうに判断をいたしました。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） では、それに関連いたしまして、I Rに関する情報提供依頼実施要項には、提供項目としてさまざまな参考項目が挙げられておりますが、その中で、投資見込み額、I R施設全体及びカジノ施設への訪問者数、税収効果の各項目の情報提供者数及び各数字の上限と下限についてお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） R F Iにおける提案では、建設投資額4者から提供があり、5,000億円から7,000億円程度、I R施設への訪問者数は5者から提供があり、年間で2,000万人から4,000万人程度、カジノ事業売上げに伴う納付金は5者から提案があり、500億円から700億円程度と示されておりました。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 8者の情報提供のうち、約半数の3者から4者が投資額や訪問者数、税収効果の見込みを答えていないのには驚きました。それで事業の妥当性が十分に成立し得ると判断できるのでしょうか。また、情報提供者から寄せられた数値は、市が平成28年2月に修正版を公表した幕張新都心におけるI R統合型リゾート導入可能性調査報告書における試算とかなりの乖離が見受けられますが、市の見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 平成26年度に実施した幕張新都心におけるI R導入可能性調査は、I R整備法が成立する前に実施をしたものであり、I R整備法で定める施設の種類や規模といった考え方や条件が異なっていたことから、単純に比較することはできないものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） R F Iの情報提供によると、訪問者数は年間2,000万人から4,000万人程度とのことですが、カジノ訪問者の内訳、日本人、外国人の内訳について、本市はどう考えているのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 本市におけるI Rの立地場所や必要とする機能、施設の内容といったものにより、I R及びカジノへの訪問者数は変動し得るものであり、I Rを誘致するとした場合に必要な実施方針の作成作業の中で検討していくこととしておりました。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 本市が行ったR F Iにおける各事業者の提案では、日本人の来場者が8割から9割と想定されていたと伺いました。

政府は、しきりに観光立国インバウンド客狙いを強調しますが、一体どこの国の人が来るのでしょうか。カジノが既にあふれている欧米からは、カジノのために訪日はしないでしょう。欧米は、過当競争とオンラインカジノ普及でどんどん潰れております。アトランティックシティ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

一では、3分の1以上のカジノが潰れ、地域興しの象徴だったミシシッピ州のトゥニカでも、最大のカジノも潰れております。来るとしたら、中国の方でしょうか、カジノ目的なら中国語の通じるマカオとか近場の韓国に行くでしょう。

海外においては、日本のギャンブル市場の魅力は、日本の所得水準や家計金融資産の豊富さにあるとされております。結局は、外資系企業が日本人の資産を自国に吸い上げるだけです。カジノは開設しても国際競争力のない周回おくれのビジネス、斜陽産業、カジノで経済活性化はあり得ないと言われております。

本市では、カジノの弊害についてどういったものがあると認識しているのか、お聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） I Rを整備する際に想定される懸念事項といたしましては、ギャンブル依存症防止対策、マネーロンダリングや不正行為といった犯罪対策、反社会的勢力等の排除、青少年の健全育成対策などが国から示されており、本市といたしましても、こうしたことを懸念される事項として考えておりました。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） その一つのギャンブル依存症でございますが、カジノの高収益は、いかに客をギャンブル依存症状態に誘導して、かけ続けさせることができるかに大きく依存しております。そもそもカジノの収益構造と依存症対策は、根本的に矛盾関係にあります。

その象徴が週3回、月10回という入場制限でございます。週3回も行く人は、既に立派な依存症だと思いますが、24時間を1日とみなすため、12時間ずつ2日連続での賭博行為が可能となり、結果、週6日賭博行為が行えることとなります。ギャンブル依存症と疑われる者の割合については、厚生労働省が平成29年度に発表した数値は、全国平均が3.6%、競輪場のある本市が平成30年に行った調査では、市内の男女平均は4.2%と、全国平均を既に上回っております。ギャンブル依存症率はカジノ周辺ほど高まり、依存症に伴う社会的コストの発生が地域社会を中心にのしかかります。賭博のもうけは、負けた人のお金であり、付加価値を生み出さないどころか、マイナス効果です。

ギャンブル依存症対策だけではありません。ただいま答弁にあったマネーロンダリングや不正行為といった犯罪対策、反社会的勢力等の排除、青少年の健全育成対策など、弊害に対する対策経費、依存症患者も含めた救済経費など、負のコスト、マイナスの効果、そういったさまざまな対策費用も膨大となります。

そこで伺いますが、本市はカジノの社会的損失、社会的費用は幾らと考えているのか、お聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） I R施設の規模や内容、設置場所や周辺地域の状況等により左右されますことから、これまで具体的な試算は行っておりません。なお、I R整備法においては、公共政策としての日本型I R実現のため、国と地方自治体は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を講じることが定められ、カジノ事業者に対しては、これらの施策に協力しなければならないことが定められております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） カジノの社会的損失を試算した事例の一つに、韓国の正式な統計で韓

国射幸産業統合監視委員会による「賭博問題の社会・経済的費用推定研究最終報告書（2012年度）」というものがございます。そこでは、さまざまな社会的損失、負のコストを詳細にわたり計算し、年間7.7兆円の損失と推計しております。一方のプラスの効果は2.2兆円だそうです。

メルボルンで最大のIRカジノを抱えるオーストラリア・ビクトリア州政府でさえ、その責任でギャンブル被害実態調査を行い、社会的コスト、損失はカジノの収益の4倍から5倍であるとしております。また、米国ニューハンプシャー州政府の報告では、その社会的コストは病的ギャンブラー1人当たり5,144ドル、円換算1人当たり50万円以上という推計もあります。

先ほどのギャンブル依存症患者と疑われる者の割合が本市で1%、つまり1万人増加しただけでも、ギャンブル依存症対策だけで、本市で50億円以上の社会的コストが生じる計算になります。2%増加なら100億円以上です。

それでは、カジノの経済的効果について、本市の見解をお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） 世界水準のMICE施設とエンターテインメント施設、宿泊施設、ショッピングモール等が集約して設置される日本型IRは、国際競争力の高い滞在型観光の拠点として、宿泊や飲食、エンターテインメントといった観光産業などへの経済的な効果や地域への雇用創出効果、経済波及効果が生じるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） 御答弁のように、地域経済の活性化とか、雇用創出とかおっしゃいますが、代替効果、カニバリゼーション、共食い現象、そういう言葉を御存じでしょうか。特にIR型カジノは、地域経済の衰退と格差を強力に推進する危険性を高めます。米国では、カジノ創設により、周辺地域での消費減少、地場産業の倒産による雇用喪失や税収減が報告されております。ニューハンプシャー州政府の公式な統計では、カジノ開業で、周辺地域から40%から60%の消費の吸い上げが発生するとされ、結局、州はカジノ解禁を否決いたしました。

我が国の政府は、しきりにカジノ型IRによる経済効果を協調します。しかし、カジノをつくっても、巨大ホテルでカジノ客を囲い込むだけで、周辺地域にお金は落ちません。浦安市にあるディズニーランドは、連日入場者でにぎわっておりますが、その客のほとんどはディズニーランド内で食事、買い物をして、そのまま家に帰ってしまいます。わざわざ園外に出て、浦安市の商店街やレストランで買い物や食事をしようとする人がおりますでしょうか。

従来なら、地元経済界、地元商店街に落としていたお金がカジノを含むIRという巨大ショッピングセンターに吸い尽くされてしまいます。これでは、地域振興どころか、地域衰退に拍車をかけることにもなりかねません。こうした地域経済への悪影響について、評価、分析していただきますよう、お願いいたします。

本市でも、市内の地元の商店街やレストラン、幕張のショッピングモール、今後再開発を予定している千葉駅周辺、駅ナカなどで買い物や食事をしていただいていたお客さんがカジノ型IRに吸い上げられてしまいます。先に触れた米国の例、現状を見れば理解していただけたと思います。

カジノ誘致の判断を行うには、こうしたカジノが生み出す負の側面、社会的コスト、周辺地域経済の衰退による消費減少、雇用喪失や税収減なども踏まえた総合的評価が欠かせません。今後、カジノ型IRの検討を続けるというなら、ぜひ、そういう評価やシミュレーション、積算を行っていただきたいと思っております。

日本を訪れた外国人観光客は、2018年段階で3,119万人で、2010年の3.6倍増、2010年にカジ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

ノ解禁したシンガポールは、同じ時期に1.6倍にふえただけで、実数も日本を下回っております。日本へは、伝統、芸術、文化に関心があって来ます。カジノがなくても十分魅力的な観光先であり、カジノは必要ありません。

MICEを開催する巨大展示場だけでは採算がとれないから、カジノが必要だと主張する人もいますが、国際会議の競争力は、国際的なネットワークや会議を運営する能力といったところで決まります。実際、世界のMICE会議開催件数ランキングを見れば、多くがカジノ抜きで運営しております。このことは、カジノのないMICEでも十分採算がとれることを意味しております。

横浜では、カジノ予定地である山下埠頭を仕切る横浜港運協会がハーバーリゾート計画を掲げ、カジノ抜きの臨海部開発を訴えております。ディズニークルーズの大型クルーズ客船を接岸できるバースをつくり、そこに中長期滞在型ホテルや劇場ホール、国際展示場を併設する、また、自動車レースのF1などの誘致も目指しているそうです。その効果は、年間来場者2,000万人、経済効果は2兆円、雇用規模1万人とはじいております。本市も、そういった方向で検討すべきではないでしょうか。

本市もカジノ抜きのIRにすべきではないのか、見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（川口真友美君） IR整備法に規定されるIR施設とは、国際会議場や展示場、宿泊施設、魅力増進施設、送客施設といった5つの施設とカジノが一体となった施設であり、本市はこのIR整備法で規定されるIRについては、現在国が示している申請期間でのIR誘致は行わないこととしたものです。

本市及びその圏域、さらには県内経済全体を牽引していくために、幕張新都心をどのように成長させていくかといった将来のあり方について、幕張新都心将来ビジョン策定の中で、さまざまな有効な戦略について検討をしております。

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員。

○9番（岡田 慎君） さまざまな有効な戦略について検討していくとのことですが、千葉市の子供たち、市民のためにも、ぜひ、ギャンブル、賭博、カジノ抜きの健全な将来ビジョンの策定をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 岡田慎議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後3時0分開議

○議長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。19番・亀井琢磨議員。

[19番・亀井琢磨君 登壇、拍手]

○19番（亀井琢磨君） 一般質問を行います。簡潔明瞭に伺います。

初めに、本市で働く職員についてです。

ここ数年、本市においては、職員の不祥事が多発をしております。今年度も、きょう現在、既に15件、21名の職員が懲戒処分を受け、7名が懲戒免職となっており、不祥事の案件が続いて

おります。

そこで、まず不祥事問題を受けて、この間、市では再発防止の取り組みをしてきましたが、この間の不祥事の防止策は機能しているのか、伺います。

以降、自席から行います。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 本市では、全庁的な不祥事防止を目的として、コンプライアンス委員会を設置し、今年度は、公金の取り扱いに関する意識の維持向上のための取り組み、職員アンケートの実施、コンプライアンス通信の発行のほか、現場監査の実施を行ったところであります。

不祥事防止策に特効薬はございませんが、職員が過去の事案を教訓に、市民への影響を自分事として捉え、危機感を持って対応することが重要であり、研修等を通じて具体的な事例を周知するなどして服務規律の確保に努めてまいります。

また、来年度からは、新たに地方自治法に基づく内部統制制度を導入し、全庁的に財務事務におけるリスクの低減に向けた取り組みを進めていくことから、事務の適正な執行を確保するための体制づくりと公務員倫理の維持向上との両輪で不祥事防止に取り組んでまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 残念ながら、今日もちょっと起きてしまったということで、不祥事の問題は、大半の真面目な職員には気の毒な話ですので、文字どおり、再発防止を強く求めておきたいと思います。

さて、次に、市民の方からよく言われるのは、接遇の問題であります。私も役所のいろんな窓口に一般市民として行くことがありますけれども、とてもすばらしい親切な対応のときもありますけれども、なかなか、ちょっと残念、かなり残念だなという対応をいただくときもあります。

そこで、以前にも伺いましたが、接遇の向上の推進について伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 接遇向上の推進につきましては、新規採用職員や中堅職員を対象とした研修のほか、千葉市職員の接遇マニュアルを策定し、職場内研修等で活用しております。

また、今年度は人事交流を行っているJR東日本千葉支社に御協力いただき、困っている方に積極的に声をかけ、周りの方にも御協力をお願いする声かけ、サポート運動研修を実施するとともに、千葉県自治研修センターが実施する接遇研修指導者養成研修に職員を派遣するなど、接遇の向上に努めているところでございます。

引き続き、職員一人一人が千葉市役所の代表という自覚を持って取り組み、市民から信頼され、親しまれる市役所となるよう、さまざまな機会を通じて啓発や研修の充実を図ってまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） やはり接遇の向上は大事であります。よい仕事をせっかくされているので、よい接遇もプラスしていただくといいかなと思います。文字どおり、親しまれる市役所となることも求めておきたいと思います。

さて、この間、正規や非正規の課題、指定管理者、それから委託先の働き方、官製ワーキングプアの課題についても伺ってきました。市民サービスの向上のためには、やはり、そこで働

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

く方が正規職員であること、正規で専門職であることが大事と思います。

そこで伺いますが、正規職員を増やすことについて。また、専門職の増員や例えば福祉職でいえば、社会福祉士などの資格を受験要件とする採用試験の実施についての御見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 今年度当初に、平成31年4月から令和5年4月までの4年間を計画期間とし、児童相談所などの充実強化や職員の働き方向上などのため、職員の増員に向けた新たな千葉市定員適正化計画を策定し、取り組んでいるところでございます。

例えば、児童相談所の児童福祉司などは、これまでも配置基準を満たす配置を行ってきたところですが、今後も、配置基準数が大幅に増える見込みがあることから、計画的に増員を行ってまいります。

また、福祉業務に関する専門的な知識を有する職員の確保は課題であると認識しており、これまでも事務福祉区分の新設などにより確保を行ってきたところでございますが、引き続き、他自治体の取組を参考に、専門的な知識を有する職員の確保に向けた採用試験について研究していきたいと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） はい、ありがとうございます。福祉職を初め、専門職の確保に向けて、ぜひ、様々な採用の在り方について御検討いただければと思います。

次は、障害のある方々の雇用についてであります。

では、本市における障害のある職員の雇用の現状、今年度実施の採用選考の実績、今後の取組について伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 昨年6月1日時点の本市の障害者雇用率は、病院局を含む市長部局では、法定雇用率が2.50%のところ、実雇用率は2.54%、教育委員会では、法定雇用率が2.40%のところ、実雇用率が1.58%となっております。また、特定の障害種別に限定することなく、広く門戸を開くため、これまで身体障害者のみを対象としていた職員採用選考の対象を、今年度から、精神障害者及び知的障害者にも拡大して実施いたしました。

実施結果ですが、採用予定数が事務6人、学校事務若干名のところ、79人の申込みがあり、合格者は全体で9人、その内訳は、身体障害者が6人、精神障害者が3人となっております。

引き続き、障害のある方の特性、要望を踏まえ、受験上の合理的配慮をできる限り行うとともに、多様な人材の中から優秀な職員の確保を図ってまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 教育委員会におかれましては、引き続き厳しい数値となっておりますので、改善に向けて御尽力いただくことを求めています。また、今回、全体では、精神、知的の障害のある方への採用への門戸が開かれ、精神の方が採用されたことは評価いたしますが、その方々が安心して働き続けられる環境づくり、それから、知的障害の方の採用はなかったわけですが、今後の採用はどうなるのか、今後も、きょうは深められませんが、注視していきたいなというふうに思っております。

また、今回、阿部議員が質問しましたので質問しませんが、就職氷河期、ロスジェネ世代への支援としての職員採用のあり方についても御検討もいただきたいということを求めています。

さて、新年度予算では、教育委員会においては、スクールロイヤーが導入予定となっております。私は、かねてより役所でも弁護士などの法律職の採用、活用が大事と考えております。

それでは、本庁での弁護士の職員採用はどうなっているのでしょうか。また、外部の弁護士の活用はどう取り組んでいるか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 弁護士を対象に正規職員としての採用は行っておりませんが、児童相談所では対応困難ケース等への法的対応を強化するため、弁護士を非常勤嘱託職員として配置しているところでございます。

このほか、市全体としては、紛争の未然防止や円滑かつ迅速な解決を図ることを目的として、相談弁護士を選任し、随時、法律上の問題点等について相談できる体制をとるとともに、本市に対して訴訟が提起された場合に、訴訟代理人として訴訟への対応を依頼するなど、業務上の必要性に応じ、弁護士の法的知見を生かした対応を行っております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） はい、ありがとうございます。現在、児相と政策法務課で活用が進んでおりますが、弁護士を正規で多く雇用する、画像にありますが、明石市の取組もあります。自治体に求められる役割が拡大をする中で、法律専門職の積極的な活用も求めておきたいと思っております。

さて、いろいろ伺いましたが、日々、市民に向き合う職員がよりよく働くためには、やはり自身や家族を大事にして、しっかり休むことも大切であります。育休の取得や有給休暇取得など、職員がよりよく働くための取組の推進をどうお考えか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） これまで、千葉市職員の子育て支援計画や時間外勤務の縮減対策である新・仕事ダイエットのほか、働き方向上宣言等を策定し、子育て支援や年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減などの取組を進めてまいりました。

特に、男性職員の育児休業の取得促進につきましては、対象となる男性職員の所属長に対して育児休業の取得予定調査を行うなどの取組により、昨年度の男性職員の育児休業取得率は、全国トップの65.7%となり、成果があらわれているところであるほか、年次有給休暇の取得については、昨年度の平均取得日数は15.1日となり、5年前と比較すると1.7日伸びております。

また、時間外勤務の縮減につきましても、昨年10月から時間外勤務の上限規制を導入いたしまして、取組を強化しているところでございます。

引き続き、仕事と家庭の両立が可能な職場づくりに取り組むことで、職員が安心して働くことができるよう努めてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 男性職員の育休は全国トップの65.7%ということで、これは誇るべきことだと思います。取得期間は一、二週間が多いと聞きますので、今後はさらに長い期間取得できるように努めていただきたいと思います。

さて、このように職員が働きやすい職場づくりに鋭意努めていらっしゃる中ですが、現在、全国ではコロナウイルス問題が深刻です。

そこで、最後に、今回のコロナウイルス問題を受けて、働き方や生活に影響を受けている職員、労働者はどれぐらいおられるのか、伺います。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 職員に対しましては、出勤前の体温測定など健康状態の確認とともに、風邪症状がある場合には、出勤を控え自宅待機を求めており、職員自身の感染予防と職員からの感染拡大防止を図るために、一人一人が慎重かつ適切な対応を心がけて職務に従事している状況でございます。

また、このたびの学校の臨時休校の措置に当たっては、子を持つ職員の中には、仕事を休まざるを得ない場合の対応や収入面について心配する声があったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、本市では、来月から予定していた時差出勤の拡大を前倒して実施したほか、在宅勤務用端末の増設などにより、柔軟な勤務体制の確保に努めるとともに、自身に風邪症状がある場合や臨時休校等により仕事を休む場合には、有給の特別休暇を付与するなど、職員が安心して働くことができるよう対応しているところでございます。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） それでは、今の時差出勤やテレワークなどの対応状況もあわせて伺いたいと思います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 時差出勤の拡大につきましては、庶務事務システムにより勤務パターンを変更した職員は、本年3月6日の時点で93人となっております。また、在宅勤務については、新たに6人の申込みがあり、現時点で14人が利用しております。

なお、臨時休校の措置により特別休暇を取得した職員は、3月6日の時点では378人となっております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） はい、ありがとうございました。テレワークは以前は5、6名だったかなと思いますが、現在14名ということで、このような非常時のもとの活用が進んでおりますが、ぜひ今後、よい形で今後に活かされることを願っております。

コロナ問題は、依然、先行きが不透明で、本当に職員の皆さんも不安の中で働かれると思います。引き続き、一人一人の職員に寄り添っていただくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、動物の福祉についてです。

まず、これまでの議会でも質問しておりますが、市内では、ここ近年、動物の虐待事件が多発しております。多くの市民から心配する声が寄せられております。

そこで改めて、市の公園での動物虐待事件について、その後の状況はどうか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（佐久間正敏君） 昨年4月の花島公園での鉛弾による事件以降、本市が管理している公園では、新たな被害の発生については承知しておりません。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 市の管轄の公園では、引き続きその後発生していないことが確認できました。稲毛海浜公園では、すぐに防犯カメラを設置していただきまして、その後、ゼロとなっております。改めて感謝申し上げたいと思います。

しかし、前回12月議会で私は同じ質問をしたんですけれども、今度はポートタワー周辺、千葉ポートパークでの虐待事件が明らかになっております。ポートパークの地域猫約30匹にライ



フル銃のようなもので鉛弾が撃ち込まれるという事件であります。こうして新聞にも大きく取り上げられております。

本市の大切な観光名所であるポートタワー、そして、その隣接する、これは県ですが、県のポートパークにおいて動物虐待事件が起きていますが、市は認識、対応しているのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 千葉ポートタワーと千葉県の所有施設である千葉ポートパークは、指定管理者が同一であり、両施設のサービス向上等に生かすため、情報共有していることから、当該事案についても把握しており、啓発ポスターの掲示のほか、巡回強化等の対応を図っております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） この間、多くのボランティアさんがこうして画像のように、市民が県や県警への申入れ、要請を行っておりますが、抜本的な対応が図られておりません。現在、私も含めて、ボランティア、地域の方々、市外の方も入れ替わり立ち替わり、こうして昼夜のパトロールを行っております。本当にみんな心配しておられます。

そこで伺いますが、市のポートタワー、県のポートパークは、同じ指定管理者が管理をしております。そこで、防犯カメラの設置など、対策はできないのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 防犯対策を含め、より適切な管理のあり方について、千葉県とも協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） ぜひ、これは多くの方々の思いを受けとめていただきたいと思います。また、以前のポートタワーの指定管理の議案審議では、ポートパークと一体的、効率的な管理を行うということで、私ども賛成をしておりますので、防犯カメラの設置など、せめて1台でもいいですので、対応がしっかり図られるように、どうか御尽力いただきたいというふうに思っております。

次に、学校における動物飼育について伺います。

現在、小学校でウサギやニワトリなどの飼育が行われておりますが、こうして飼育小屋が古くなっていたり、あるいは1匹のみの飼育であったり、果たして飼育環境はどうかという現状があります。

そこで、まず小学校におけるウサギ、ニワトリなどの動物飼育の現状はどうか、飼育環境は適正なのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 現在、小学校53校において、ウサギ92個体、ニワトリ23個体、モルモット1個体の合計116個体の小動物を飼育しています。そのうち1個体のみの飼育は、23校となっております。昼休みや放課後には、飼育委員会の児童や飼育担当教員が餌やりや清掃を行っており、個体数にかかわらず大切に飼育しております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 平成15年には、小学校117校で3,100の動物を飼育しておりましたので、大きく減少しております。様々な課題がその原因だと思うのですが、では、伺いますが、

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

動物飼育が教職員や子供たちの負担となっている部分はないのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 子供たちは飼育動物と触れ合いながら、楽しく世話をしております。なお、長期休業中の餌やりや飼育場所の清掃などは欠かすことができないため、教職員が交代制で行っております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） かつて子供のころ、夏休みには交代で飼育当番がありましたが、今は保護者からの要請などで、時代の流れで児童は行わず、先生方が忙しい中、飼育を行っているようであります。

子供たちへの教育は大事なことです。生き物を飼うということは、やはり責任を伴います。十分な飼育環境が必要であり、言葉は難しいですけど、片手間のような形ではいけないと思っております。私自身、子供の子供のとき、飼育当番をする中で、当時はウサギが学校侵入者に殺されたり、増えすぎちゃって先生が生き埋めにしたとか、そういう事件が全国でありました。動物たちは可哀想で飼育小屋はなくなったほうがよいのではと、子供心に感じました。今日、動物飼育の在り方も大きく変容しております。

そこで伺いますが、動物福祉の観点や教職員の業務負担軽減の観点から、学校における動物飼育の縮小、廃止をしてはどうかと思っておりますが、御見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 動物飼育活動を行っている学校は減少傾向にありますが、生き物と関わることは、命を尊重する情操を育むために大切な取り組みであると考えております。

また、飼育に当たっては、動物愛護の観点から、広い場所で自由に走り回れる時間をつくるなど、飼育動物が快適に過ごせるよう努めているところであります。

今後、直ちに学校飼育の廃止を行う予定はありませんが、動物アレルギーの児童への配慮が必要なことなども考慮しながら、それぞれの学校の実情に合わせて、命を尊重した学習に取り組むとともに、新たな視点での動物介在教育について研究してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） はい、ありがとうございました。新たな視点ということで、御答弁にもありましたが、動物介在教育の在り方は様々あると思っております。今日はゆっくり深める時間がないので、今日はまず、今後に向けての問題提起ということで受けとめていただきまして、また御検討いただければと思っております。

重ねて、動物公園にも今度は伺うのですが、今の動物介在教育でいえば、市内の多くの子供たちは、遠足で動物公園に行き、命の尊さを学んでおります。

それでは、動物公園においては、動物の福祉向上ということについてどうお考えなのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（佐久間正敏君） 動物園における動物の福祉向上の考え方につきましては、千葉市動物公園が加入しているいわゆる J A Z A ・日本動物園水族館協会において倫理福祉規程を定めており、動物の栄養、環境、身体健康、行動、精神状態の5つの観点から、動物の福祉を推進することとされております。

本市動物公園でも、この5つの観点から、飼育や展示に伴うストレスをできるだけ軽減し、

身体的な健康と精神的な健康を維持するよう取り組んでいくことが動物の福祉向上につながるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 動物福祉の考え方については理解をいたしました。それでは、それを踏まえた、また動物園の役割を踏まえ、動物公園では福祉向上の取組にどう取り組んでいるか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（佐久間正敏君） 動物園の重要な役割の一つに、野生生物を観察する場の提供がありますが、本市では、動物の福祉向上を図り、動物が本来の行動をとることができるよう、ハード、ソフトの両面から様々な取組を行っております。

例えば、展示場をできるだけ生息地の環境に近づけるよう、植栽や岩などのレイアウトを工夫したり、ストレスを軽減するための展示時間の調整や健康を維持するための飼育舎の温度管理などを行っております。また、餌についても、一般的なものに加え、木の枝や葉などを与えることにより、自然の中での生活に近づけるよう、工夫をしております。

さらに、動物の福祉に配慮した飼育管理を実践するため、職員の飼育技術や知識の向上にも取り組んでいるところであります。今後も、動物の福祉向上を図り、よりよい動物展示ができるよう、取り組んでまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） はい、ありがとうございました。今回、初めて動物公園における動物福祉の考え方、現在の取組を伺いました。

動物公園はみんなが、ほとんどが誰もが好きな施設であります。中には動物園の動物たちは本当に幸せに暮らしているのだろうかという市民や子供たちの素朴な御意見もあります。動物公園におかれましても、動物たちのよりよい暮らし、福祉の向上に今後も鋭意取り組まれることを求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、こども・若者施策についてです。

同世代の子育て世代の方々からは、保育、子育ての充実についての御意見を多くいただきます。

そこで、まず、改めて女性が働き続けられる社会に向けて、待機児童対策、病児・病後児保育を含め、子育て環境の充実にどう取り組むか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 子育て環境の充実については、今月中に策定予定の第2期千葉市こどもプランに基づき進めてまいります。策定中の第2期プランにおいては、待機児童対策について、今は働いておらず、これから働きたいと希望する保護者の潜在的な需要も含め、今後も保育需要の増加が見込まれることから、引き続き需要の増加に見合った保育の受け皿整備を進めることとしております。

また、病児・病後児保育についても、女性の社会進出に伴って需要が一層高まっておりますことから、さらなる整備を進めることとしております。

今後も、働く女性が子育てと仕事を両立し、働き続けることができるよう、国の動向、社会情勢や子育て世代を取り巻く新たな課題などにも的確に対応しながら、子育て環境の充実を進めてまいります。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） この間、毎年、保育の受け皿の整備、量の拡充が着実に進められていることを評価いたしますが、それによって、また、よい意味で需要が伸びております。そんな中で、働き方の変化に伴う保育ニーズや障害のあるお子さんの保育など、多様な保育需要が高まっていますが、現状の認識、取組と今後の推進についても伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 本市においても、保護者の就労形態や就労意識の多様化に伴い、様々な保育ニーズに対する一定数の受け皿が必要とされていると認識をしており、一時預かり及び休日保育事業の継続的な拡充に努めているほか、本年10月から民間6カ所で土曜日の延長保育の開始を予定しているなど、多様な保育需要への対応を行っております。

また、保育所等における障害児保育については、保育士加配に対する補助を行うとともに、昨年12月に医療的ケア実施ガイドラインを策定し、運用を開始するなど、障害児や医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の整備・確保を進めております。

今後も、現在策定中の第2期千葉市こどもプラン等を踏まえ、ニーズを見据えた多様な保育の受け皿の整備・拡充を図ってまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 新年度も、各事業で拡充をいただきまして感謝を申し上げます。

働き方の多様化の中においても、若い世代が子供を産み、働き続けられるように、今後も施策の推進をお願いしたいと思います。

次に、子供・若者の貧困対策についてです。

平成29年度から5か年計画で子どもの貧困対策推進計画が進められており、本年度は、ちょうど中間年度が終わろうとしています。

そこで、これまでの取組と今後について伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 本市では、子供の貧困対策として、平成29年3月に千葉市こども未来応援プラン、子どもの貧困対策推進計画を策定し、庁内連絡会議において情報共有を図るなど、関係部局が連携しながら総合的に推進をしており、29年度及び30年度のいずれも計画事業の約9割がおおむね予定どおり実施できております。

具体的には、新たな取組として、平成30年1月に開始した生活困窮家庭等の子供の生活習慣などの改善を図る子どもナビゲーター事業や昨年8月に開始したひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の小学5、6年生を対象に、学習塾や習い事に要する費用を助成する学校外教育バウチャー事業などの支援施策により、現在から将来にわたる子供の貧困の解消や貧困の連鎖の防止を図っているところでございます。

今後は、本計画の計画期間が令和3年度末までとなっていることから、来年度に支援を要する家庭の生活状況等を把握するための調査を行うとともに、昨年11月に国が新たに策定しました子どもの貧困対策に関する大綱の内容を踏まえ、次期計画について検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 新年度は子どもナビゲーターを計画どおり3区に配置するなど、新たな取組も承知をしております。また、改めて実態調査を行うとのこと、生活状況や、あるいは数値目標を設定したかと思いますが、進捗などをぜひ細かく捉えていただきたいと思います。

貧困の課題は、相対的な貧困として、子供たちが普通に享受できるはずの体験機会が奪われていることでもあります。今年度スタートした学校外教育バウチャー制度による学習や習い事などの機会提供は非常に重要なことと考えますが、この制度の取組の現状と課題について伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 現状については、昨年12月末現在で、申込者数は定員90人に対して44人、登録事業所数は95事業所で、そのうち学習塾等は81事業所、スポーツ、文化、芸術等の習い事は14事業所となっております。

また、課題については、申込者が定員の約半数程度であり、実際の利用者はそれよりもさらに少ないことや学習塾等に比べ、スポーツ、文化、芸術等の習い事に係る登録事業所数が少ないことが課題であると認識をしております。

このため、生活保護ケースワーカーに加えて、子どもナビゲーターが対象児童やその保護者に対して働きかけを行うこととし、利用者の増加を図っております。また、申込みを行ったものの、希望する学習塾等が登録事業所でないため、実際に利用していない児童もいることから、習い事に係る事業者の登録促進に努めるとともに、利用希望者がありながら登録をしていただけない事業者への対応についても検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） ぜひ、多くのお子さんが利用できるように、学びや体験の機会につながるように、財政的な課題もあると伺っていますが、制度の充実をお願いしたいと思っております。

さて、貧困の連鎖の問題では、離婚後に養育費がきちんと支払われないという現実があります。

そこで伺いますが、養育費の不払い問題への対策はどうなっているか。困り事のあるひとり親家庭への相談事業の充実を求めたいと思いますが、いかがお考えか伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 養育費不払い問題への対策については、昨年度より、各区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭や離婚を検討している方を対象に、養育費や面会交流などに特化した無料の弁護士相談を実施しているほか、さらなる支援施策の充実を図るため、利用者に対してアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めております。

また、困り事のあるひとり親家庭を対象に、土日、夜間に電話相談を実施しているほか、ひとり親家庭の自立促進を図るため、各区こども家庭課において、母子・父子自立支援員による就業相談を実施するとともに、児童扶養手当の現況届提出期間内に出張ハローワークの窓口を設置するなど、相談体制の充実を図っております。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 養育費の問題は、払われても、やっぱりひとり親家庭は、厳しい実態があるということですので、ぜひ多くの家庭に寄り添っていただくようお願いしたいと思っております。

相談事業ということで、今度は子供、若者の相談事業の充実についてであります。

私は、平成24年第2回定例会で、子供、若者の相談にメール相談導入をと初めて質問し、これはその後導入されましたが、現在はメールよりもLINEなどのSNSがさらに便利に発展

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

をしております。

現在、教育委員会においては、SNSを活用した教育相談事業を行っておりますが、実施状況と評価について伺いたいと思います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 千葉市LINE相談は、市立全中高生に対し、長期休業中を除く5月から3月までの間、相談窓口を週2日開設しており、本年度の登録者数は1月末現在で744人、登録率は約3%となっております。また、相談件数は342件、1日平均約5.9件で、相談内容としては、友人関係が27.5%、教職員との関係が10.7%、心身の健康、保健が10.4%となっております。

LINE相談は、千葉市教育相談ダイヤル24と比べ、約3倍以上の相談件数となっており、中高生にとって気軽に利用できることから、ニーズや状況に応じた相談窓口として有効であると捉えております。

今後、相談状況やアンケート調査結果の分析を行い、夏休み後半の実施など、開設期間を検討し、子供たちが相談したいときに相談できるよりよい環境を提供できるよう努めてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 今、お話がありましたが、夏休み後半など、子供たちが不安になる大事な時期に開設など、ぜひお願いしたいなというふうに思います。SNSの活用は、相談がふえているということで、効果的なことが伺えましたので、ぜひ多くの場面で拡大いただきたいと思います。

そこで、再びこども未来局ですが、こども、若者の相談事業のSNS導入など、相談しやすい環境への取り組みの推進をどう取り組むか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） こども、若者の総合相談窓口となる子ども・若者総合相談センター、Linkでは、昨年度には相談件数が延べ1,000件を超え、今年度についても、昨年12月末の時点で既に1,000件を超える多くの相談が寄せられているところでございます。

相談件数の増加だけでなく、多様な相談ニーズに応えるため、来年度には現在の常駐職員を2人から3人として相談体制を拡充するほか、積極的に相談ニーズに応じていくため、新たに公共施設や商業施設への出張相談の実施を予定してございます。

今後も、さらなる相談ニーズに応じていくため、相談状況や若者のニーズを踏まえながら、相談のきっかけをより広げるためのSNS相談の実施などを検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 相談も、こちらも増加する中で、新年度の体制拡充について理解いたしました。親御さんから相談とかが多いということで、子供、若者が少しでも相談しやすくなる、つながりやすくなる環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。

最後に、子供の参画についてです。

本市の一員である子供たちも立派な市政の一員であります。子供たちの声をしっかり聞くことも、私たちの責務と考えております。

そこで、まず改めて、本市における子供の声、意見を聞く、生かす取組を伺います。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 本市では、未来に対して一番可能性を秘めている子供たちの意見を取り入れ、市政やまちづくりに反映していくことが未来の住みよい千葉市につながるものと考え、子供の参画を推進しております。

具体的には、子供たちが社会体験等を通じて自らの役割を自覚し、他者との関わりや積極的に行動することの経験を積むことを目的として「こどものまちCBT」を開催しております。

さらに、実際に市政やまちづくりに対する考えを深め、その意見を本市が生かしていくためのこども・若者のカワークショップ及びこども・若者市役所を実施しており、各種モデル事業を体系的に展開しながら、子供、若者の意見の反映に取り組んでおります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） 年々、多くの参画事業が展開されて、広がりを見せているわけですが、では、今お示しのあった各事業やあるいは子ども議会等において、子供の意見はどう施策に反映されているのか、具体的にお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 子ども議会等で提案のあった内容については、こども・若者のカワークショップにおいて、子供同士による意見交換を重ね、本市への提言や実現に向けた取組を行っております。

平成26年度には、千葉市子どもの職場探検&ランチミーティングに参加した子供たちから御提案のあった応急手当インストラクターとしての活動に取り組んだことなどにより、27年度から応急手当でジュニアインストラクター制度が創設されております。

また、最近では、加曽利貝塚の特別史跡指定を記念し、かそり一ぬを生かした貝づくし弁当の企画販売や、稲毛海浜公園の魅力を知ってもらうための砂浜宝探しの実施のほか、本市の豊かな農作物を学習し、郷土料理である「いももち」をPRするための調理動画の作成などを行ってまいりました。

引き続き、子ども議会等で出された提案を実現に導くなどにより、子供たちの主体性が育まれるよう取り組んでまいります。

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員。

○19番（亀井琢磨君） はい、ありがとうございます。子供たちの様々な提案が少なからず市政の中に反映をされているようであります。今、参画事業で育った子供たちが先輩として次の子供たちのために一緒に活動をしているとも伺っております。

市長は子供の参画を大事にしておられ、参画事業を通じて子供たちのなりたい職業が議員とか市長になってほしいとおっしゃられておられますが、私も全く同じ思いであります。

今後も、子供の意見をしっかりと聞くとともに、今後は、せっかくそうしたよい事例、実現例があるわけですから……

○議長（岩井雅夫君） 残り30秒です。

○19番（亀井琢磨君） （続）広く共有していくことで、私たち大人が、社会が彼らを社会の構成員として温かく迎えていく土壌をつくるのが大事かと思えます。

最後になりますが、子供の意見表明権を大切にする取組、それから子供の市政参画の今後の推進について伺うとともに、本年退職をされる全ての職員の皆様に感謝を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思えます。

最後に伺って、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第8号（3月13日）

---

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） こども・若者の社会参画に積極的に取り組んでいる自治体が参集し、参加自治体子供たちの思いや願いを反映させた取組事例等の発表の場として、こども・若者サミットを開催しているほか、新成人が本市の各分野に感じている意見や要望を発表し、意見交換を行う新成人座談会などに取り組んでおります。

こどもの参画の今後であります。こども・若者市役所については、昨年度に本市と包括的な連携に関する協定を締結した「ちば産学官連携プラットフォーム」との協働により活動を進めており、引き続き、産学官連携による多世代交流と実行力の向上を図りながら、まちづくりを推進してまいります。

また、多世代へのこどもの参画の啓発による気運の醸成、本市におけるこどもの参画を円滑に推進していくため、庁内職員のさらなる意識向上などにも取り組み、こどもの参画をより一層充実させてまいります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 亀井琢磨議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で終了いたしました。

次会は、16日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

午後 3 時 39 分 散 会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長                      岩 井 雅 夫

千葉県議会議員                      岡 田              慎

千葉県議会議員                      安 喰 初 美